

[様式 1 ~ 8] 自己点検・評価報告書

令和元年度 認証評価

# 鈴鹿大学短期大学部 自己点検・評価報告書

令和元年 6 月

## 目次

自己点検・評価報告書	1
1. 自己点検・評価の基礎資料	2
2. 自己点検・評価の組織と活動	12
<b>【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】</b>	<b>13</b>
[テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神]	13
[テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果]	18
[テーマ 基準Ⅰ-C 内部質保証]	21
<b>【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】</b>	<b>24</b>
[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]	24
[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]	38
<b>【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】</b>	<b>49</b>
[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]	49
[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]	54
[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]	58
[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]	60
<b>【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】</b>	<b>66</b>
[テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ]	66
[テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ]	69
[テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス]	71

## 自己点検・評価報告書

この自己点検・評価報告書は、一般財団法人短期大学基準協会の認証評価を受けるために、鈴鹿大学短期大学部の自己点検・評価活動の結果を記したものである。

令和元年6月30日

理事長

市野 聖治

学長

市野 聖治

ALO

櫻井 秀樹

## 1. 自己点検・評価の基礎資料

## (1) 学校法人及び短期大学の沿革

## ■ 学校法人享栄学園の沿革

享栄学園は、大正 2 年 6 月、堀榮二が米国留学から帰国し、名古屋市南呉服町に「英習字簿記学会（享栄ビジネスカレッジ）」を創立したところから始まる。昭和 8 年享栄百貨店を竣工開店し、教育と経済社会とを結びつける、いわゆる「実社会に役立つ教育」の実践を行った。

昭和 23 年 4 月、学制改革により、享栄商業高等学校（現：享栄高等学校）発足。昭和 29 年享栄幼稚園開園、昭和 38 年学園創立 50 周年に鈴鹿高等学校開校。そして昭和 41 年鈴鹿短期大学（現：鈴鹿大学短期大学部）が開学した。その後、昭和 58 年学園創立 70 周年に享栄高等学校栄徳分校（現：栄徳高等学校）開校、昭和 61 年鈴鹿中学校開校。平成 6 年学園創立 80 周年に鈴鹿国際大学（現：鈴鹿大学）を開学した。

平成 25 年、学園創立 100 周年を迎えた。

現在は、平成 26 年の法人分離により、鈴鹿大学および鈴鹿大学短期大学部の学校法人享栄学園として新たなスタートを切っている。

## ■ 鈴鹿大学短期大学部の沿革

昭和 41 年	4 月	鈴鹿短期大学(家政学科)開学
昭和 42 年	3 月	栄養士養成施設として厚生大臣指定
	4 月	家政科を家政専攻と食物栄養専攻に専攻分離
昭和 44 年	2 月	家政学科第三部認可
	4 月	家政科を家政学科に名称変更 家政専攻に養護教諭養成課程を設置、養護教諭コースとする 家政学科第 3 部を設置
昭和 59 年	4 月	商経学科新設
昭和 62 年	4 月	家政専攻・家政コースを服飾科学コースに変更 商経学科が男女共学制になる
平成元年	3 月	家政学科第 3 部廃止
	4 月	家政専攻に食文化コース新設(定員増認可)
平成 2 年	4 月	家政学科の家政専攻に食文化コースを設置 教職課程廃止〔中学校教諭 2 級普通免許状(保健)〕
平成 3 年	4 月	家政学科が生活学科に、家政専攻を生活学専攻に、養護教諭コースを養護教諭・福祉コースに名称変更 生活学科、男女共学となる(養護教諭・福祉コース除く) 生活学専攻入学定員を 100 人から 150 人に、商経学科入学定員を 100 人から 150 人に期間限定変更
平成 4 年	4 月	養護教諭・福祉コースが男女共学となる
平成 6 年	4 月	商経学科募集停止
	6 月	生活学専攻に生活コース設置
平成 9 年	3 月	商経学科廃止
平成 10 年	4 月	校名を鈴鹿国際大学短期大学部と変更

		生活学専攻入学定員を 150 名から 60 名に、食物栄養専攻入学定員を 50 名から 40 名に変更
平成 12 年	4 月	生活学専攻生活コースを生活情報コースに変更 教職課程廃止〔中学校教諭 2 種免許状（家庭）〕
平成 16 年	4 月	生活学専攻期間限定入学定員 60 名を恒常的入学定員 60 名に変更 生活学専攻保育士コースを設置
平成 17 年	4 月	生活学専攻入学定員を 60 名から 90 名に変更 生活学専攻とこども学専攻に専攻分離 こども学専攻に教職課程設置〔幼稚園教諭 2 種免許状〕、食物栄養専攻に教職課程設置〔栄養教諭 2 種免許状〕
平成 18 年	4 月	校名を鈴鹿短期大学と変更
平成 19 年	4 月	こども学専攻入学定員を 50 名から 70 名に変更
平成 21 年	4 月	生活コミュニケーション学研究所設置
平成 22 年	4 月	生活学専攻に生活コミュニケーションコース設置
平成 23 年	4 月	生活学科を生活コミュニケーション学科に学科名変更 生活学専攻を生活コミュニケーション学専攻に、食物栄養専攻を食物栄養学専攻に専攻名変更 専攻科健康生活学専攻（2 年課程）設置 教職課程設置〔養護教諭 1 種免許状〕
平成 24 年	3 月	郡山キャンパスへ移転
平成 27 年	4 月	校名を鈴鹿大学短期大学部と変更 鈴鹿大学短期大学部、生活コミュニケーション学科こども学専攻入学定員を 70 名から 90 名に変更
平成 28 年	4 月	専攻科こども教育学専攻（2 年課程）設置 教職課程設置〔幼稚園教諭 1 種免許状〕
平成 28 年	11 月	鈴鹿大学短期大学部創立 50 周年記念式典挙行
平成 29 年	4 月	生活コミュニケーション学科の学生募集停止 こども学専攻入学定員 90 名を 50 名に変更
平成 30 年	4 月	生活コミュニケーション学専攻廃止
平成 31 年	4 月	専攻科学生募集停止

(2) 学校法人の概要

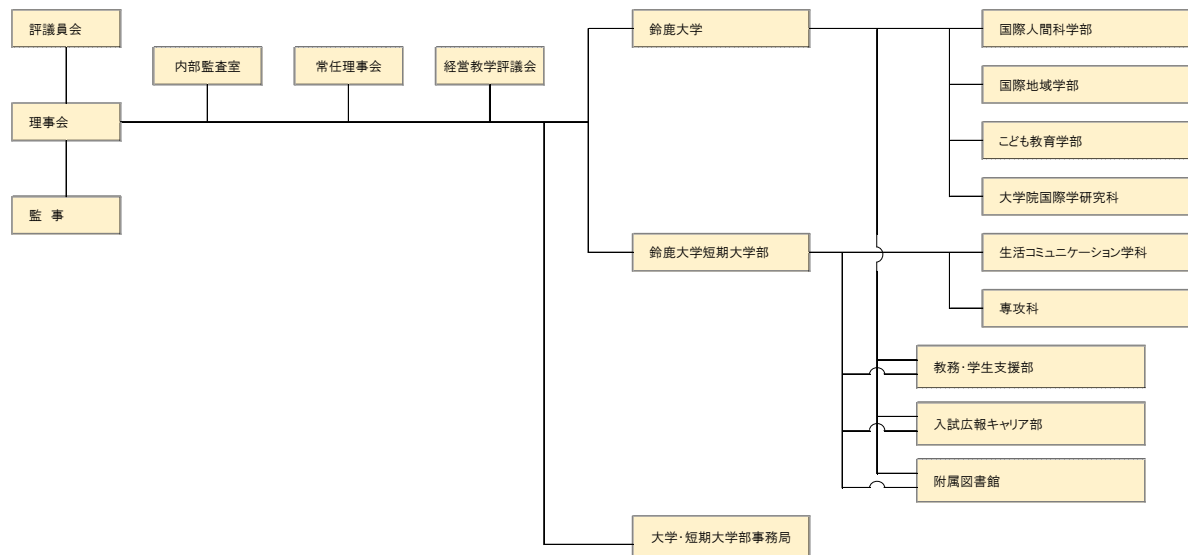
- 学校法人が設置するすべての教育機関の名称、所在地、入学定員、収容定員及び在籍者数
- 令和元年 5 月 1 日現在

教育機関名	所在地	入学定員	収容定員	在籍者数
鈴鹿大学 (大学院含む)	三重県鈴鹿市郡山町 663-222	180	680	588
鈴鹿大学 短期大学部 (専攻科含む)	三重県鈴鹿市郡山町 663-222	90	190	155

(3) 学校法人・短期大学の組織図

- 組織図
- 令和元年5月1日現在

別表1 (第37条第3項及び第41条関係) 組織図



(4) 立地地域の人口動態・学生の入学動向・地域社会のニーズ

- 立地地域の人口動態（短期大学の立地する周辺地域の趨勢）

鈴鹿市は、本田技研工業などの自動車産業や数多くの企業を誘致し、伊勢湾岸地域有数の内陸工業都市として発展してきた。また、農業においても恵まれた土地環境のなかで、お茶や花木をはじめ、水稻などの生産が活発に行われ、農業と工業がともに成長した緑の工都として現在に至っている。近年では、国際交流や市民文化の向上に力を入れるなど、あらゆる面からの発展を遂げてきた。産業、経済、文化、市民生活などが調和した発展を続け、国際的な観光都市としても広く知られている。古くは、伊勢国の国府所在地でもあり、地政学的にも発展性を秘めた土地柄である。

市の人口は、平成 31 年 3 月 31 日現在で 199,949 人である。

■ 学生の入学動向：学生の出身地別人数及び割合（下表）

地域	平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度	
	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)
北海道・東北	0	0	1	0.6	0	0	0	0	0	0
関東・甲信	0	0	0	0	1	0.7	0	0	0	0
東海	1	0.8	3	1.9	5	3.7	1	1.3	2	2.4
三重県	121	94.5	149	94.3	126	92.7	77	97.4	78	92.8
近畿	2	1.6	2	1.3	3	2.2	1	1.3	0	0
中国・四国	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
九州・沖縄	0	0	0	0	1	0.7	0	0	0	0
その他	4	3.1	3	1.9	0	0	0	0	4	4.8
合計	128	100.0	158	100.0	136	100.0	79	100.0	84	100.0

■ 地域社会のニーズ

本学は昭和 41 年 4 月に開学し、三重県唯一の栄養士養成施設として今日の礎を築いてきた。平成 24 年には東に伊勢湾、西には鈴鹿山脈が眺望できる小高い丘の上に立地している鈴鹿大学郡山キャンパスへの移転を行い現在に至っている。

現キャンパスの所在地は、鈴鹿市（人口約 20 万人）であるが、津市（人口約 28 万人）、亀山市（人口約 5 万人）に隣接する地域であり、これら近隣の市の事業所、学校、保育所、幼稚園などに多くの卒業生を輩出している。

近隣 3 市のどの地域においても慢性的な保育士不足の状況が続いており、充足するために中途採用を行っているがいずれもパートが主流となっている状況であり人材不足解消には至っていない。

三重県社会福祉協議会とは定期的に連携し、保育士養成校として情報交換と積極的な意見交換を行っている。

栄養士及び保育士ともに、地域社会における高等教育機関の一翼を担うと共に地域社会から大きく期待されている。

■ 地域社会の産業の状況

農林水産業については、豊かで恵まれた自然環境から、古くから農業、漁業が盛んに行われている。サツキやツツジなどの植木が盛んであり、また収穫前に覆いをかぶせる「かぶせ茶」は全国有数の産地である。昭和 40 年代からは、公的工業団地の造成が行われた結果、現在では製造品出荷額で県内第 2 位を誇る工業都市として現在も成長を続けている。

産業基盤の礎となる本田技研工業(株)鈴鹿製作所の立地に伴い、裾野の広い自動車産業の恩恵を受け、同所を中心として、さまざまな素材を用いた自動車部品の製

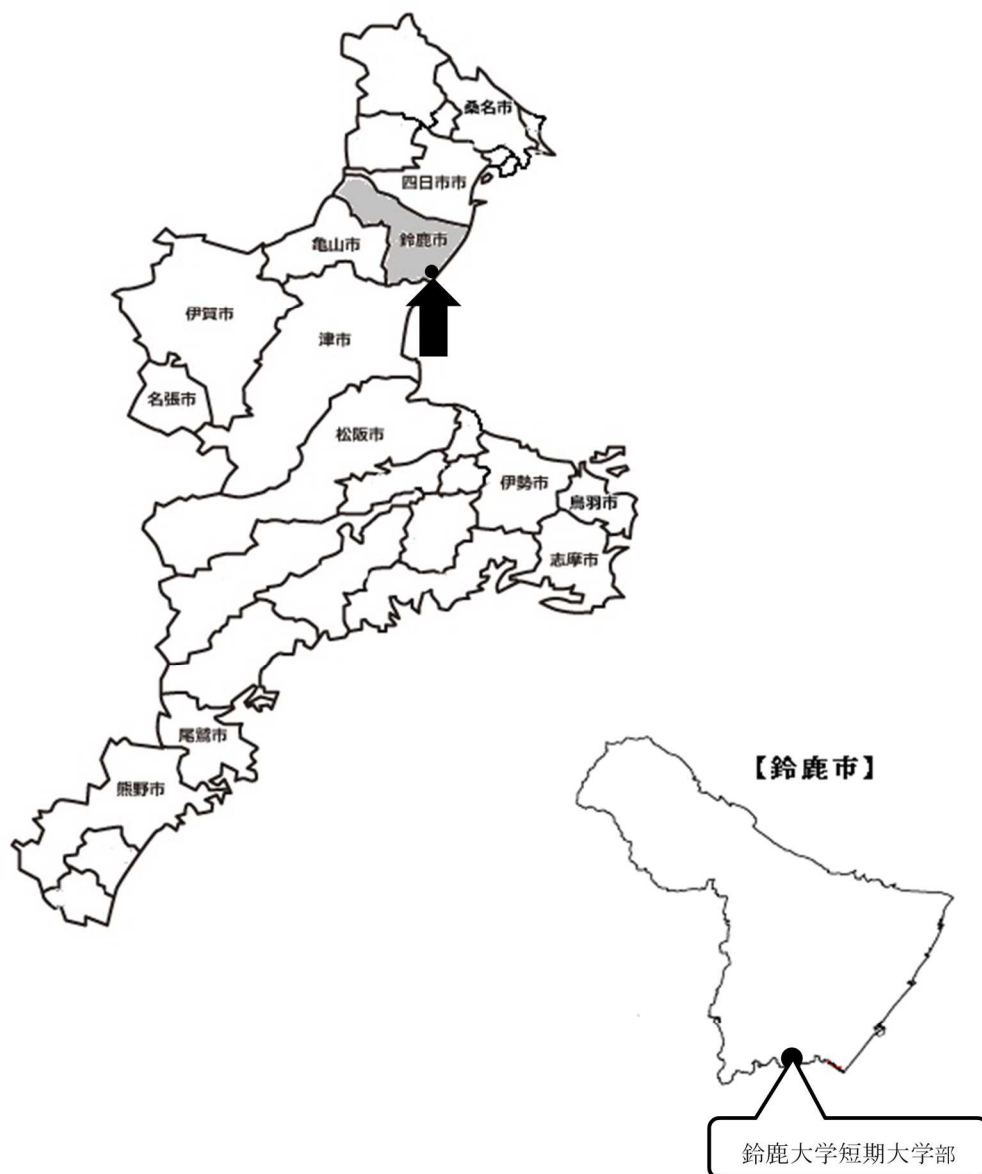
造・加工業など自動車関連産業の集積が進み、市内の製造品出荷額で輸送機械器具製造業が約7割を占めるなど、鈴鹿市の産業において大きなウエイトを占めている。

さらに、昭和37年に「鈴鹿サーキット」が開設され、多くの国際レースなどに直接・間接的に参加し、究極の競争で鍛え抜かれた技術を活かし、レース用の車両や部品などの特殊用途製品のほか、医療・福祉、エネルギー、航空宇宙産業への応用展開、自動車部品の試作や量産へのフィードバックなど活躍の場を拡げている。

製造業ばかりではなく商業・サービス業も活発であり、鈴鹿市はバランスのとれた産業構造を形成している。



■ 短期大学所在の市区町村の全体図



(5) 課題等に対する向上・充実の状況

- ① 前回の評価結果における三つの意見の「向上・充実のための課題」で指摘された事項への対応について記述してください。(基準別評価票における指摘への対応は任意)

<p>(a) 改善を要する事項 (向上・充実のための課題)</p> <p>① 学科の人材養成に関する目的その他教育研究上の目的は規程化されているが、各専攻課程の目的については機関決定されていない。適正に審議・決定の上、学内外に表明することが望まれる。</p> <p>② 学習成果は、学位授与の方針や、講義概要に記載されている「授業の到達目標」に示されているが、学科・専攻課程の学習成果と各科目の学習成果の対応関係を明確に示すことが望まれる。</p> <p>③ 授業時間の確保について、一部の科目において 15 週目に「試験」の記載があるので、短期大学設置基準にのっとり、1 単位当たり 15 時間の授業時間を確保するよう、改善が望まれる。</p> <p>④ 授業評価アンケートの評価結果や自由記述のコメントについて、担当教員による考察やフィードバックが行われていないため、改善が望まれる。</p>
<p>(b) 対策</p> <p>① 各専攻課程の目的について、専攻会議、短期大学部教授会にて適正に審議・決定の上、学内外に表明するように対策がとられた。</p> <p>② 個々の授業の学習成果については、各授業担当者は、講義概要や授業の中で学習内容の成果を到達目標として説明しているが、今後は、授業ごとの学習成果をより明確にした査定の実施が求められる。</p> <p>③ 教務学生支援課からシラバス記載の注意事項の連絡を全授業担当者に徹底し、作成されたシラバスは複数名がチェックするよう対策をとった。</p> <p>④ 授業評価アンケートの評価結果と学生の自由記述コメントについて、担当教員による考察と回答が行われるようにした。</p>
<p>(c) 成果</p> <p>① 各専攻課程の目的について、専攻会議、短期大学部教授会にて適正に審議・決定の上、学内外に表明するように改善された。</p> <p>② 学習成果を量的・質的データとして測定する仕組みである学習の記録(履修カルテ)について一部の授業科目で実施された。これを全学的に広め、有効に活用する必要がある。</p> <p>③ シラバス授業計画の 15 週の中に試験を含まないことが徹底され、1 単位当たり 15 時間の授業時間が適正に確保されるように改善された。</p> <p>④ アンケート結果と担当教員のフィードバックは図書館、教務学生支援課で学生、教職員が確認できるように改善された。</p>

- ② 上記以外で、改善を図った事項について記述してください。  
該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 改善を要する事項
なし
(b) 対策
(c) 成果

- ③ 前回の評価結果における三つの意見の「早急に改善を要すると判断される事項」で指摘された事項の改善後の状況等について記述してください。  
該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 指摘事項及び指摘された時点での対応（「早急に改善を要すると判断される事項」）
なし
(b) 改善後の状況等

- ④ 評価を受ける前年度に、文部科学省の設置計画履行状況等調査において改善意見等が付された短期大学は、改善意見等及びその履行状況を記述してください。  
該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 改善意見等
既設学部（鈴鹿大学短期大学部生活コミュニケーション学科生活コミュニケーション学専攻）の定員充足率の平均が 0.7 倍未満であることから、学生確保に努めるとともに入学定員の見直しについて検討すること。
(b) 履行状況
当該専攻は、平成 28 年 3 月 22 日現在、27 人の見込みであり、定員充足率 0.68 倍である。従来からの「入試広報キャリア委員会」と情報の発信を積極的に行うため新たに「情報・広報委員会」を設置した。各委員会の役割を明確にし、受験生に対し電子媒体を活用する効果的な募集活動を行うなどの改善を図っている。

(6) 短期大学の情報の公表について

■ 令和元年5月1日現在

① 教育情報の公表について

No.	事項	公表方法等
1	大学の教育研究上の目的に関する事	ウェブサイト「情報公開」「教育研究上の目的と特色」に掲載 <a href="http://www.suzuka-jc.ac.jp/about/disclosure/purposefeature.html">http://www.suzuka-jc.ac.jp/about/disclosure/purposefeature.html</a>
2	卒業認定・学位授与の方針	ウェブサイト「情報公開」「3つのポリシー」に掲載 <a href="http://www.suzuka-jc.ac.jp/about/admissionpolicy.html">http://www.suzuka-jc.ac.jp/about/admissionpolicy.html</a>
3	教育課程編成・実施の方針	ウェブサイト「情報公開」「3つのポリシー」に掲載 <a href="http://www.suzuka-jc.ac.jp/about/admissionpolicy.html">http://www.suzuka-jc.ac.jp/about/admissionpolicy.html</a>
4	入学者受入れの方針	ウェブサイト「情報公開」「3つのポリシー」に掲載 <a href="http://www.suzuka-jc.ac.jp/about/admissionpolicy.html">http://www.suzuka-jc.ac.jp/about/admissionpolicy.html</a>
5	教育研究上の基本組織に関する事	ウェブサイト「情報公開」「組織図」に掲載 <a href="http://www.suzuka-jc.ac.jp/about/organization.html">http://www.suzuka-jc.ac.jp/about/organization.html</a>
6	教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関する事	ウェブサイト「情報公開」に掲載 <a href="http://www.suzuka-jc.ac.jp/about/disclosure/index.html">http://www.suzuka-jc.ac.jp/about/disclosure/index.html</a>
7	入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関する事	ウェブサイト「情報公開」に掲載 <a href="http://www.suzuka-jc.ac.jp/wp-content/uploads/2016/05/no_students_jc_2018.pdf">http://www.suzuka-jc.ac.jp/wp-content/uploads/2016/05/no_students_jc_2018.pdf</a>
8	授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関する事	ウェブサイト「情報公開」に掲載 <a href="http://www.suzuka-jc.ac.jp/about/disclosure/index.html">http://www.suzuka-jc.ac.jp/about/disclosure/index.html</a>
9	学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関する事	ウェブサイト「情報公開」に掲載 <a href="http://www.suzuka-jc.ac.jp/about/disclosure/index.html">http://www.suzuka-jc.ac.jp/about/disclosure/index.html</a>
10	校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関する事	ウェブサイト「情報公開」に掲載 <a href="http://www.suzuka-jc.ac.jp/about/disclosure/index.html">http://www.suzuka-jc.ac.jp/about/disclosure/index.html</a>
11	授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関する事	ウェブサイト「情報公開」に掲載 <a href="http://www.suzuka-jc.ac.jp/about/disclosure/index.html">http://www.suzuka-jc.ac.jp/about/disclosure/index.html</a>
12	大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関する事	ウェブサイト「情報公開」に掲載 <a href="http://www.suzuka-jc.ac.jp/about/disclosure/index.html">http://www.suzuka-jc.ac.jp/about/disclosure/index.html</a>

② 学校法人の財務情報の公開について

事 項	公 開 方 法 等
財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び監査報告書	享栄学園ウェブサイト「財務報告」 <a href="https://kyoei.mie.jp/finance.html">https://kyoei.mie.jp/finance.html</a>

(7) 公的資金の適正管理の状況（平成 30 年度）

- 公的資金の適正管理の方針及び実施状況を記述してください。

文部科学大臣決定による「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」に基づき、「学校法人享栄学園公的研究費運営管理規程（以下「公的研究費運営管理規程」という。）」を制定し、適正に管理している。

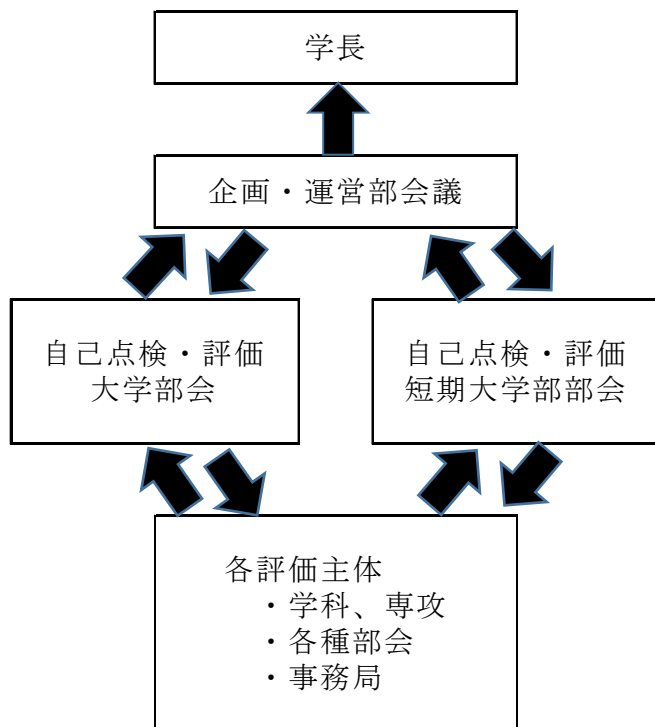
公的研究費運営管理規程では、適正な管理・運営を期すために、学長を最高責任者とし、学科長を統括責任者、各部局の長を運営・管理について実質的な責任と権限を有するコンプライアンス推進責任者として任命している。

最高責任者は、行動規範を定め、不正防止計画を策定し、不正防止計画の推進管理を統括管理責任者に委任している。また、統括管理責任者を委員長とする「不正防止計画推進委員会」を設置している。

不正防止計画推進委員会は、最高管理責任者の基本方針を受けて、ルールの特明確化・統一化、周知、研修会などの必要な措置を講じている。

## 2. 自己点検・評価の組織と活動

- 自己点検・評価委員会短期大学部部会（担当者、構成員）
  - 部会長 准教授 櫻井 秀樹 (ALO)
  - 部会員 教授 梅原 頼子 (生活コミュニケーション学科長)
  - 部会員 准教授 神谷 勇毅
  - 部会員 助教 みやざき 美栄
  - 部会員 事務 柳田 佳奈江 (総務課)
  
- 自己点検・評価の組織図



- 組織が機能していることの記述
 

自己点検・評価活動を企画・運営する組織として鈴鹿大学・鈴鹿大学短期大学部それぞれ自己点検評価委員会（部会）を設置している。定期的に委員会開催し、年間を通して評価活動を推進する体制を取っている。自己点検・評価委員会は管理職を中心に構成されているが、短期大学部活動については、各委員会の短期大学部所属教員がALOの依頼を受け、運営に参加している。全教員は、必ずいずれかの委員会に所属し、委員会活動の一環として所属委員長を中心に、自己点検・評価活動に携わっている。事務職員も各委員会に所属し自己点検・評価活動に従事しているとともに、全事務職員は事務連絡を通して自己点検・評価に関与する組織となっている。
  
- 自己点検・評価報告書完成までの活動記録

	担当者等確認し、各自自己点検・評価報告書を作成する。
12月20日（木）	自己点検評価部会が開催され、自己点検評価報告書のスケジュール確認が行われた。
	各自自己点検・評価報告書を作成し、全体をとりまとめる。

**【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】****[テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神]****[区分 基準Ⅰ-A-1 建学の精神を確立している。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。
- (2) 建学の精神は教育基本法及び私立学校法に基づいた公共性を有している。
- (3) 建学の精神を学内外に表明している。
- (4) 建学の精神を学内において共有している。
- (5) 建学の精神を定期的に確認している。

**<区分 基準Ⅰ-A-1 の現状>**

本学は、「誠実で信頼される人に」を建学の精神に掲げている。この建学の精神は、キャンパスガイド、ウェブサイト、入学案内、学生募集要項に掲載するとともに、入学時のオリエンテーションや学生支援課のガイダンス、保護者会など、さまざまな機会を利用しての説明など、学内外に明確に示している。

教育理念を「本学の建学の精神を体し有能な職業人として知識・技能を身につけ、社会が望む信頼される近代人として資質を高めるために、平素の学業に精励する」として掲げ、入学案内、学生募集要項により、学内外に公表している。また、建学の精神に基づき、具体的な学習目標として「あてになる人物になろう」「働くことの喜びを知ろう」「全力をふるって事にあたる体験をもとう」「感謝の気持ちと畏敬の念をもとう」「正しく日本を愛し、国民的視野を広げる人になろう」を掲げ、それらも、キャンパスプラン、ウェブサイトに公表している。

教育の目的については、学則第1条に本学は、教育基本法および私立学校法の精神に則り、短期大学教育を通じて広く教育を与え深く専門の学術技能を授けるとともに、旺盛な自主の精神と強い責任感を涵養して、地域文化の向上と産業の発展に寄与し得る人材を育成することを目的とする。」としている。

建学の精神は、キャンパスプラン、ウェブサイト、入学案内、学生募集要項で学内外に公表している。また、入学式では、理事長（告辞）・学長（訓話）の中で述べられており、新入生やその保護者、教職員に対して周知している。年度始めのオリエンテーションや卒業必修科目「総合演習」においても、専攻別に指導を行い、建学の精神は、学生、教職員に周知している。さらに、毎年5月に実施する保護者会では、保護者に建学の精神を説明している。新任の教員に対しては、着任後速やかにオリエンテーションを実施し、学科長から建学の精神、教育目的・教育目標について、説明をしている。建学の精神は、玄関前ホールに額入りのものを掲示している。また、学内数箇所の掲示板に書面として掲示しており、常に、来学者・学生・教職員に周知できる形となっている。

これらのことから、建学の精神や教育の理念は学生や教職員に浸透し、学内において共有しているが、建学の精神を定期的に検討し、学生・教職員に定着しているかとい

う検証には至っていない。

**[区分 基準 I -A-2 高等教育機関として地域・社会に貢献している。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放（リカレント教育を含む）等を実施している。
- (2) 地域・社会の地方公共団体、企業（等）、教育機関及び文化団体等と協定を締結するなど連携している。
- (3) 教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域・社会に貢献している。

**<区分 基準 I -A-2 の現状>**

COC（地域連携）・国際交流センターでは、本学の教育・研究成果を地域に還元し、また学びの場を提供することを目的として、子どもから大人まで対象とした公開講座を実施している。平成 30 年度は、鈴鹿大学及び鈴鹿大学短期大学部の教員が協働し、教員のそれぞれの専門知識と研究成果を社会に還元すべく、幅広い年齢層のニーズに応えようと複数の講座シリーズの公開講座を用意した。講座名称と参加人数は以下のとおり、地域との連携活動を積極的に行ってきた。

シリーズ数	講座数	受講者数
手ごねで作る楽しい手づくりパン教室	3	23 人
簡単！おとこの料理教室	2	22 人
スポーツ・健康シリーズ	5	35 人
減塩ワークショップ	1(全4回)	17 人
国際・観光シリーズ	7	30 人
生涯学習・教養シリーズ	2	6 人
初めてのスマートフォン	6	43 人
金曜マナープランゼミ	6	41 人
親子でイングリッシュ	4(全 10 回)	34 人
英会話講座	3(全 10 回)	22 人
音楽療法	4	74 人
教員採用試験対策講座	9	61 人
夏休み宿題対策！こども自由研究シリーズ	7	96 人
延べ人数		504 人

本学では、地域の方々に正規授業を公開している。正規授業のうち 7 講座を授業公開として地域社会に向けて開講し、参加者は延べ 2 人であった。

また、鈴鹿市（鈴鹿市教育委員会を含む）とは、平成 15 年 9 月に学官連携に関する協定書を結び、年に 1 回、定期協議会を開催している。定期協議会では、双方からの要望が確認され、鈴鹿市からの要望に応えるよう努めている。

平成 26 年度から、鈴鹿大学（当時鈴鹿国際大学）との合同講義として鈴鹿学を開設



しているが、15回の授業のうち2～3回、鈴鹿市役所職員を講師として招き、鈴鹿市の文化・歴史・社会・行政について授業を行っている。平成26年度は、末松則子鈴鹿市長を講師として招き授業を行っている。

鈴鹿市が市民大学として開講しているすずか市民アカデミーまなベルや、三重県内の高等教育機関と県民とをつなぐ公開セミナーみえアカデミックセミナーへも毎年参加している。

地域・社会の地方公共団体、企業等、教育機関及び文化団体等と協定を締結するなど連携している。

協定一覧

協定先	内容	協定期期
放送大学	鈴鹿国際大学と放送大学との間における単位互換に関する協定書	平成6年4月7日
鈴鹿市	鈴鹿国際大学と鈴鹿市との学官連携に関する協定書	平成15年4月28日
中華人民共和国河北工業大学	日本鈴鹿国際大学と中華人民共和国河北工業大学の編入学生に関する協議書	平成20年4月1日
中華人民共和国河北工業大学	日本鈴鹿国際大学と中華人民共和国河北工業大学の学術交流に関する協定	平成20年4月1日
鈴鹿市	大規模災害時における避難場所としての使用に関する協定書	平成25年12月11日
三重県立久居高等学校	三重県立久居高等学校と学校法人享栄学園鈴鹿短期大学との高大連携に関する協定書	平成26年10月29日
四日市大学 他5高等教育機関	三重県私立高等教育機関の包括的連携に関する協定書	平成26年
社会福祉法人鈴鹿市社会福祉協議会	社会福祉法人鈴鹿市社会福祉協議会と学校法人享栄学園鈴鹿大学・鈴鹿大学短期大学部との災害発生時における相互協力に関する協定書	平成27年4月30日
鈴鹿高等学校 鈴鹿中学校	鈴鹿中学校・鈴鹿高等学校と鈴鹿大学・鈴鹿大学短期大学部との高大連携に関する協定書	平成27年7月30日
大韓民国順天第一大学校	日本国鈴鹿大学と大韓民国順天第一大学校の学術交流に関する協定	平成28年4月1日
大韓民国仁川大学	日本国鈴鹿大学と大韓民国仁川大学校との教育の交流に関する協議書	平成28年4月1日
大韓民国仁川大学	日本国鈴鹿大学と大韓民国仁川大学校との学術交流に関する協定	平成28年4月1日
NAJC	鈴鹿大学とNAJCの教育パートナーシップに関する協定	平成28年6月6日
台湾首府大学	鈴鹿大学と台湾首府大学との学生交流及び進学支援に関する協議書	平成28年7月1日
台湾首府大学	鈴鹿大学と台湾首府大学の学術交流に関する協定	平成28年7月1日
三重大学 他11高等教育機関 三重県	「高等教育コンソーシアムみえ」に関する協定書	平成29年3月29日
三重大学 他12高等教育機関	高等教育コンソーシアムみえ単位互換に関する協定書	平成29年6月29日
三重県立四日市工業高等学校	三重県立四日市工業高等学校と学校法人享栄学園鈴鹿大学との高大連携に関する協定書	平成29年10月10日
亀山市教育委員会	亀山教育委員会と鈴鹿大学との連携に関する協定書	平成30年3月16日
亀山市教育委員会	亀山教育委員会と鈴鹿大学短期大学部との連携に関する協定書	平成30年3月16日
蘇州人旺資源服務有限公司	中国人留学生の就職支援に関する協定書	平成30年3月29日
中国文化大学社会科学院	鈴鹿大学と中国文化大学の学術交流に関する協定書	平成30年5月23日
道の駅「紀宝町ウミガメ公園」 紀宝町	国内研修に関する覚書	平成30年7月1日
尾鷲市	尾鷲市インターンシップの取扱いに関する協定書	平成30年7月11日
SUZUKA産学官交流会	ランニングバイクプロジェクトに関する基本協定書	平成30年9月1日
敬英高等学校	敬英高等学校と学校法人享栄学園との高大連携に関する協定書	平成30年10月3日
長榮大学	鈴鹿大学と長榮大学との学術交流に関する覚書	平成30年10月4日
岐阜経済大学	大学間連携推進事業の実施に関する協定書	平成31年2月27日
株式会社日本政策金融公庫津支店 株式会社日本政策金融公庫四日市支店	起業家教育及び産学連携の協力推進に関する協定書	平成31年3月12日
佛教大学	佛教大学と鈴鹿大学との小学校教諭免許状課程履修に関する協定書	平成31年3月15日

**<テーマ 基準 I -A 建学の精神の課題>**

建学の精神が学生・教職員に定着しているかという検証には至っていない。この検証を行うためには、組織作り、方法の検討、検証の実施、分析などを行っていくことが必要である。また、建学の精神の今日的意義について、教育理念、教育目標が時代に合った表現になっているか、具体的な行動として分かりやすく明示されているか、検討することが必要である。さらに、教育の質保証の現状を把握するため、卒業後の学生への聞き取りおよび就職先への聞き取り調査を行い、教育目標を多角的な視点から検証することも必要である。建学の精神の今日的意義をいかに分かりやすく学生・教職員に説明し、意識付けを行うか、意識付けの検証をいかに行うかが課題である。

**<テーマ 基準 I -A 建学の精神の特記事項>**

特になし

[テーマ 基準 I -B 教育の効果]

<根拠資料>

学生便覧 (CANPUS GUIDE 2018)

本学 Web サイト

入学案内

募集要項

[区分 基準 I -B-1 教育目的・目標を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立している。
- (2) 学科・専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。
- (3) 学科・専攻課程の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に応えているか定期的に点検している。(学習成果の点検については、基準 II -A-6)

<区分 基準 I -B-1 の現状>

建学の精神に基づき、教育の目的は学則第 1 条に、本学は、教育基本法および学校教育法の精神に則り、短期大学教育を通じて広く教育を与え深く専門の学術技能を授けるとともに、旺盛な自主の精神と強い責任感を涵養して、地域文化の向上と産業の発展に寄与し得る人材を育成することを目的ととしている。学科および専攻科の人材養成および教育目的・教育目標は、短期大学部 2 専攻 2 コースで別に定めており、それぞれの教育目的・教育目標は、学生便覧、ウェブサイトにより、学内外に公表している。

食物栄養学専攻では、栄養士法および関係法規に基づき、優れた栄養士の養成を目指す。わが国は、目下人口構成の変化、社会生活環境の複雑化にともない、健康阻害要因が増加しているが、栄養、運動、休養のバランスの取れた健全なライフスタイルを確立するため、栄養士の活躍分野は一層拡大している。このような現状を鑑み視野の広い優れた栄養士の養成を目標とする。さらに、栄養士免許証を基礎資格として教育職員免許法およびその施行規則に基づき、小中学校における子どもたちの食教育を担う栄養教諭を育成するとしている。

こども学専攻では、教職員免許法・児童福祉法および関連法規に基づいた正しい知識と技術を持つとともに、時代の新たな要請に応える資質を持った専門職としての幼稚園教諭および保育士の養成を目的ととしている。

教育目的・教育目標は入学案内やウェブサイトで公開している。入学者に、教育目的・教育目標が記された学生便覧を配布し、入学後の専攻別オリエンテーションにおいて、各専攻主任およびゼミナール担当教員が説明をしている。また、オープンキャンパス・入試相談会において、その参加者に教育目的・教育目標を分かりやすく説明している。

**[区分 基準 I-B-2 学習成果 (Student Learning Outcomes) を定めている。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定めている。
- (2) 学科・専攻課程の学習成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づき定めている。
- (3) 学習成果を学内外に表明している。
- (4) 学習成果を学校教育法の短期大学の規定に照らして、定期的に点検している。

**<区分 基準 I-B-2 の現状>**

学習成果は、建学の精神、教育理念、教育の目的に基づき、ディプロマ・ポリシー（学位授与方針）を策定し、それを達成するために授業科目ごとの到達目標として示しており、講義概要に明記して、授業内で学生に周知している。また、学科および専攻科の教育目的・教育目標を明確に示している。単位の認定は、明示された成績評価の方法・基準により、授業形態に応じて、筆記試験、レポート、作品、成果物、実技試験、授業態度などを組み合わせて評価をしている。試験などの評価については、試験の成績評価、卒業要件および学位については、学則に定めている。卒業要件に加えて、栄養士、栄養教諭2種免許、保育士、幼稚園教諭2種免許などを取得する学生は多く、免許や資格取得についても学習成果と考えている。平成26年度入学生からGPAを導入したことにより、客観的な学習成果として明確化できた。また、学習成果を量的・質的データとして測定する方法として学習の記録（履修カルテ）を教職課程の一部の授業科目で採用している。従って、学習成果は、成績評価、GPA、免許取得状況、資格取得状況、就職状況、授業評価アンケート、学習の記録（履修カルテ）などにより測定することができる。授業科目ごとの到達目標は、授業担当者および各専攻、学科で定期的に点検しており、講義概要やウェブサイトにより学内外に公表している。

**[区分 基準 I-B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 三つの方針を関連付けて一体的に定めている。
- (2) 三つの方針を組織的議論を重ねて策定している。
- (3) 三つの方針を踏まえた教育活動を行っている。
- (4) 三つの方針を学内外に表明している。

**<区分 基準 I-B-3 の現状>**

ディプロマ・ポリシー（学位授与方針）、カリキュラム・ポリシー（教育課程方針）、アドミッション・ポリシー（入学者受入方針）は、学長のリーダーシップのもと、組織的に議論し策定を行っている。平成30年度には大学・短期大学部共通の教育目標を策定するにあたり、教育研究上の目的を達成する観点で関連づいているかなど3つのポリシーについても見直しを行っている。

学位授与の方針は、ディプロマ・ポリシー（学位授与方針）として「土台となる力」

「生きる力」「つながる力」の3つの力を規定している。ディプロマ・ポリシー（学位授与方針）は、キャンパスガイド、ウェブサイトに掲載するとともに、入学時のオリエンテーションや学生支援課のガイダンスあるいはゼミナール担当教員によるミーティング、保護者会など、さまざまな機会を利用しての説明など、学内外に明確に示している。カリキュラム・ポリシー（教育課程方針）については、ディプロマ・ポリシー（学位授与方針）と同様に、キャンパスガイド、ウェブサイトに掲載するとともに、入学時のオリエンテーションやゼミナール担当教員によるガイダンス、保護者会など、さまざまな機会を利用して、学内外に明確に示している。アドミッション・ポリシー（入学者受入方針）は本科である生活コミュニケーション学科および各専攻、そして専攻科および各専攻においてどのような入学者を求めているのかを明確に示し、ウェブサイト、学生募集要項で明示している。

#### <テーマ 基準 I-B 教育の効果の課題>

各専攻の教育目的・教育目標の点検・確認は、建学の精神に基づいていることを前提として行ってきたため、意識的な点検・確認が必ずしも十分に行ってこなかった。そのことから、専攻会議や短期大学部全体で点検・確認が必要である。また、各授業担当者は初回の授業において、授業概要や到達目標を学生に説明している。学習成果をより明確な基準を用いて査定を実施することが今後の課題である。

各専攻の教育目的・教育目標を、その教育理念を含めた形と捉えるならば、学習成果を明確に示しているといえる。個々の授業の学習成果については、各授業担当者は、講義概要や授業の中で学習内容の成果を到達目標として説明しているが、今後は、授業ごとの学習成果をより明確にした査定の実施が求められる。また、各授業科目の繋がりを明確にして順次性のある体系的な教育課程を構築するための工夫が必要である。さらに、学習成果を量的・質的データとして測定する仕組みである学習の記録（履修カルテ）について一部の授業科目でのみの実施であるので、これを全学的に広め、有効に活用する必要がある。

#### <テーマ 基準 I-B 教育の効果の特記事項>

特になし

**[テーマ 基準 I -C 内部質保証]**

**[区分 基準 I -C-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。
- (2) 日常的に自己点検・評価を行っている。
- (3) 定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。
- (4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。
- (5) 自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。
- (6) 自己点検・評価の結果を改革・改善に活用している。

**<区分 基準 I -C-1 の現状>**

鈴鹿大学・鈴鹿大学短期大学部自己点検評価委員会規程に基づき、自己点検・評価委員会を設置し、毎年活動を行っている。委員長は短期大学部学長、副委員長が AL0 であり、学務分掌の長、若手教員から構成されている。報告書は内容により関係する委員会で分担し、最終的に自己点検・評価委員会内での調整を行っている。平成 26 年度報告書は、平成 27 年度新体制の学務分掌の長が構成員となり作成した。各委員会ではそれぞれ委員に文書作成の担当部分を割当て、まとめている。すなわち、自己点検・評価活動は短期大学部全体での活動であると判断する。平成 23・27 年度、(財)短期大学基準協会にから第三者評価適格の認証を受けた。この時の報告書をウェブサイトで公開している。

**[区分 基準 I -C-2 教育の質を保証している。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法を有している。
- (2) 査定の手法を定期的に点検している。
- (3) 教育の向上・充実のための PDCA サイクルを活用している。
- (4) 学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。

**<区分 基準 I -C-2 の現状>**

教育の質保証のために、教育基本法、学校教育法、短期大学設置基準、中央教育審議会答申、厚生労働省などの関係法令などの順守に努めている。

学習成果を焦点とする査定の手法としては、授業担当者が、講義概要に授業の到達目標、授業の目的・概要、授業計画、評価の方法・基準などについて示し、授業計画に沿って授業を実施し、試験、レポート、実技試験などによる成績評価を行っている。さらに最終授業に実施される学生による授業評価アンケートの結果を参考にして、授業を評価し、次年度の授業の改善を図っている。従って、教育の向上・充実のための PDCA サイクルは有している。

学習成果を焦点とする査定の手法として、学習の記録（履修カルテ）が教職課程の一部の科目で利用されている。学校教育法・短期大学設置基準などの関係法令に変更などある場合、学生支援課教務係において、適宜確認し法令順守に努めている。必要に応じて文書などを通じて情報を共有している。

授業担当者は、講義概要に授業の到達目標、授業の目的・概要、授業計画、評価の方法・基準などについて示し、授業計画に沿って授業を実施し、試験、レポート、実技試験などによる成績評価を行っている。さらに最終授業に実施する学生による授業評価アンケートを無記名で実施し、その結果を参考にして授業を評価し、次年度の授業の改善を図っている。非常勤講師を含め、全教員の授業科目について学生による授業評価アンケートを実施している。また、学生からの意見や質問に対してコメントを公表している。従って、教育の向上・充実のためのPDCAサイクルは有している。

学習の成果については、理解しやすいカリキュラムマップの作成を検討している。また、卒業時に身につけるべき具体的な学習成果をディプロマ・ポリシー（学位授与方針）と対応させ、それを実現するための各授業科目の役割を明らかにし、シラバスへ記載を行った。

#### <テーマ 基準 I-C 内部質保証の課題>

自己点検・評価活動は、ALOを中心として行われている。従って、ALOが機能しないと、活動が停滞してしまうことになるため、補佐となる人材を置く必要がある。また、報告書を作成することに留まらず、抽出された課題を基にPDCAサイクルが正常に機能するよう、活動をさらに進める必要がある。そして、教員の質、学生満足度の向上のために他の短期大学部との相互評価を進めていく必要がある。

#### <テーマ 基準 I-C 内部質保証の特記事項>

特になし

#### <基準 I 建学の精神と教育の効果の改善状況・改善計画>

##### (a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画は、学習成果の量的・質的データは一部の授業科目で学習の記録（履修カルテ）による測定を全学的に広めること、学生による授業評価アンケートを全授業科目に広げることが挙げた。現在は、学習の記録（履修カルテ）による測定についてだけでなく、ルーブリック評価も取り入れるなど測定方法も徐々に改善が進んでいる状況にある。また、授業評価アンケートは、記名式では学生からの意見を求める上で自由さに欠けることから無記名式に変更し、さらに学生からの意見や要望に対しては、教員からそれぞれに回答し公表するようにしており、改善が図られている。



**(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画**

学習成果は、ディプロマ・ポリシー（学位授与方針）として明確に定められており、学生に対しては講義概要や授業を通して到達目標として示している。学習成果の量的・質的データは学習の記録（履修カルテ）やルーブリックにより測定が可能であるが、全科目で実施しているわけではないため、さらに改革を進めていく必要がある。

## 【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

## [テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]

## ＜根拠資料＞

キャンパスガイド 2019 P4～5

ウェブサイト

入学案内

学生募集要項

[区分 基準Ⅱ-A-1 短期大学士の卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応している。
  - ① 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。
- (2) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針を定めている。
- (3) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。
- (4) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針を定期的に点検している。

## ＜区分 基準Ⅱ-A-1 の現状＞

学位授与の方針は、ディプロマ・ポリシー（学位授与方針）として「土台となる力」「生きる力」「つながる力」の3つの力を規定している。ディプロマ・ポリシー（学位授与方針）は、キャンパスガイド、ウェブサイトに掲載するとともに、入学時のオリエンテーションや学生支援課のガイダンスあるいはゼミナール担当教員によるミーティング、保護者会など、さまざまな機会を利用しての説明など、学内外に明確に示している。

ディプロマ・ポリシー（学位授与方針）は、建学の精神である「誠実で信頼される人に」を基に、具体的な人物像として、「あてになる人物になろう」「働くことの喜びを知ろう」「全力をふるって事にあたる体験をもとう」「感謝の気持ちと畏敬の念をもとう」「正しく日本を愛し、国際的視野を広げる人になろう」の5つの教育目標を掲げており、次のように短期大学部のディプロマ・ポリシーを定めている。

土台となる力	学力（基礎教養、専門領域に関する知識、技能）
生きる力	問題解決能力（自ら課題を発見し、解決する能力）を有すること。
つながる力	コミュニケーション能力（他者への寛容さ、理論的・芸術的表現、他者との協働性）を有すること、さらに各専攻に沿った具体的ディプロマ・ポリシー（学位授与方針）を次のように定めている。

生活コミュニケーション学専攻 養護教諭・音楽療法士コース

土台となる力：養護教諭あるいは音楽療法に関する職業人として、必要な知識（医療・福祉など）を有すること。

養護教諭あるいは音楽療法に関する職業人として、必要な技術（保健・看護・音楽など）を有すること。

生きる力：心身の健康問題に関して、観察力や問題解決能力を有すること。

心身の健康や疾病管理の基礎知識を持ち、自らのキャリア開発に努める力を有すること。

つながる力：他者とのコミュニケーション能力や調整力を有すること。

健康増進を支援する活動などにも積極的に参加し、学校保健・健康教育に関する実践力を有すること。

食物栄養学専攻 栄養教諭・栄養士コース

土台となる力：栄養士・栄養教諭として必要な知識を有すること。

栄養士・栄養教諭として必要な調理技術・計算能力を有すること

生きる力：栄養・健康問題において自らの課題とその解決法を見つけ、行動変容する力を有すること。

自らがキャリア開発に努め、食べ物を通して健康づくりに携わる意思を有すること。

つながる力：健康づくりを支援する諸活動に積極的に参加し、それぞれの対象特性に応じた関わりを行う力を有すること。

栄養指導・栄養教育において、円滑なコミュニケーションを図る力を有すること。

こども学専攻 幼稚園教諭・保育士コース

土台となる力：就学前教育に携わる者としての必要な知識（教育学、心理学などの知識）を有すること。

就学前教育に携わる者としての必要な技能（音楽、造形、運動などの技能）を有すること。

生きる力：保育・教育実践において、自ら課題とその解決方法を見つけ、解決に当たる力を有すること。

自らのキャリアを開発し、社会において自らの力を役立てようとする意思を有すること。

つながる力：ことば、音楽、造形、運動・遊びを通じて子どもとつながる力を有すること。

子どもを取り巻くさまざまな他者（保護者、同僚、地域）とつながっていくためのコミュニケーションスキルを有すること。

### 専攻科 健康生活学専攻

土台となる力：高度な専門的知識を修得し、論理的思考力、課題探求力を有すること。

養護教諭に必要な技術を修得し、的確な実践力を有すること。

生きる力：心身の問題解決能力を培い、子ども（児童生徒）への指導能力を有すること。

子ども（児童生徒）の心身の健康状態を観察し、課題を解決する能力を有すること。

つながる力：自己表現力やコミュニケーション能力を高め、企画力、調整力を有すること。

他者との協調性と連携を強化し、学校保健に関するリーダーシップの役割が担えること。

学位授与の要件については、鈴鹿大学短期大学部学位規程（平成 18 年 1 月 1 日制定）の第 3 条に短期大学士の学位は、本学学則第 47 条の規定に基づき、本学を卒業したものに授与するとし、卒業の要件については、学則第 45 条に規定しており、それぞれの卒業の要件を満たした学生に卒業が認定され、短期大学士（生活学）、学士（教育学）の学位が授与される。専攻科については、修了の要件を学則第 68 条に規定しており、第 69 条の規定に基づき、専攻科修了者のうち、大学評価・学位授与機構が定める要件を満たし、審査に合格した者には、学士（教育学）の学位が授与される。具体的な卒業の要件を満たすための必要な単位数や教育課程、単位の履修方法、成績評価の基準、取得できる免許・資格などについては、キャンパスガイドに明記している。また、電子シラバスにおいても、授業テーマや授業の到達目標、授業の目的・概要、授業計画、授業外学習の指示、そして、学習評価の方法、基準などについて示している。

以上のように、学位授与の要件、卒業・修了の要件は、短期大学設置基準が定める卒業・修了要件、学位規則が定める学位授与の要件を充足しており、社会的な通用性があると考えられる。免許や資格を取得する学生が多数あるが、三重県内で、養護教諭、栄養教諭および栄養士、幼稚園教諭および保育士として取得した免許や資格を活かして多くの卒業生が働いていることから、地域社会への通用性があると考えられる。また、社会人学生が約 1 割在学していることから、社会的な通用性があると考えられる。

ディプロマ・ポリシー（学位授与方針）は、学長のリーダーシップの下、定期的に点検を行っている。カリキュラム・ポリシー（教育課程方針）およびアドミッション・ポリシー（入学者受入方針）とともに全学的に点検・検討が行われている。

また、成績評価の基準に関しては、ディプロマ・ポリシー（学位授与方針）を柱として教員間で共通理解を深めること、シラバスに示す到達目標を学習成果との関連性に基づいてより明確にすることが必要である。具体的には、カリキュラムマップと科目のナンバリングを整備することであり、各専攻で開講されるそれぞれの科目とカリキュラム・ポリシー（教育課程方針）やディプロマ・ポリシー（学位授与方針）との関連を明確にすることが重要であるが、シラバスへの記載を求めることとした。これにより、ディプロマ・ポリシー（学位授与方針）で示される目指すべき人材像がより明確になると考える。

[区分 基準Ⅱ-A-2 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育課程は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。
- (2) 学科・専攻課程の教育課程を、短期大学設置基準にのっとり体系的に編成している。
  - ① 学科・専攻課程の学習成果に対応した、授業科目を編成している。
  - ② 単位の実質化を図り、年間又は学期において履修できる単位数の上限を定める努力をしている。
  - ③ 成績評価は学習成果の獲得を短期大学設置基準等にのっとり判定している。
  - ④ シラバスに必要な項目（学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）を明示している。
  - ⑤ 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には印刷教材等による授業（添削等による指導を含む）、放送授業（添削等による指導を含む）、面接授業又はメディアを利用して行う授業の実施を適切に行っている。
- (3) 学科・専攻課程の教員を、経歴・業績を基に、短期大学設置基準の教員の資格にのっとり適切に配置している。
- (4) 学科・専攻課程の教育課程の見直しを定期的に行っている。

<区分 基準Ⅱ-A-2 の現状>

(a) 現状

カリキュラム・ポリシー（教育課程方針）は、教育研究上の目的を達成する観点から、ディプロマ・ポリシー（学位授与方針）、アドミッション・ポリシー（入学者受入方針）とともに作成した。カリキュラム・ポリシー（教育課程方針）については、ディプロマ・ポリシー（学位授与方針）と同様に、キャンパスガイド（提出資料〇）、ウェブサイト（提出資料〇）に掲載するとともに、入学時のオリエンテーションや学生支援課のガイダンスあるいはゼミナール担当教員によるミーティング、保護者会など、さまざまな機会を利用して、学内外に明確に示している。

成績評価およびその基準については、学則第33条により規定されているが、単位認定を含めて、授業担当者にその判断が委ねられている。

キャンパスガイド（提出資料〇）には、教育課程編成に当たって、専攻およびコースにカリキュラム・ポリシー（教育課程方針）を明示している。その第1部には、学科課程として、履修要項、講義、試験、成績評価、卒業研究、教育課程、免許・資格を明示している。

基礎教育科目および専門教育科目における目標を次のように掲げている。

**基礎教育科目**

- 本学での学びおよび生涯に渡る学びの土台を育成する
- 多様な領域への関心と探求への意欲と自らの人生を切り拓く態度を育成する。
- 他者への関心および他者へと繋がろうとする意欲と他者を尊重する態度を育成する。

## 専門教育科目

### 食物栄養学専攻 栄養教諭・栄養士コース

- 栄養士・栄養教諭に必要な知識・技術を育成する。
- 食に関する問題を自ら解決するための自己学習能力を育成する。
- 積極的に食育活動へと関わる力を育成する。
- 食教育における対象者とのコミュニケーション能力を育成する。
- 食の指導者として必要な自己表現能力を育成する。

### こども学専攻 幼稚園教諭・保育士コース

- 保育者の知の土台となる保育学・教育学・心理学等を学び、論理的思考や物事の本質を見抜く力を育成する。
- 保育実践の土台となる音楽・造形・運動遊び等の技能を、個々のニーズに応じて育成する。
- 保育者として必要な自己研鑽の意識を持ち、保育実践上の課題を能動的・主体的・協働的に発見し解決する力を育成する。
- こどもと家庭の福祉の担い手としての責任感・使命感を持ち、自ら進んで他者や地域にかかわることのできる力を育成する。
- 心と体を使い、言葉・音楽・造形・運動など、さまざまな方法で自らを生き生きと表現する力を育成する。
- こどもやその家族、同僚や地域の人々などの多様な他者を、的確に深く理解するためのコミュニケーション能力やカウンセリングマインドを育成する。

### 専攻科 健康生活学専攻

- 2年間を通じ、学士としての養護教諭実践力を育成する。
- 指導力、問題解決能力となる生きる力を育成する。
- 研究を通じて土台となる力、生きる力、つながる力を育成する。

### 専攻科 こども教育学専攻

- 2年間を通じ、学士としての幼稚園教諭実践力を養成する。
- 指導力、問題解決能力となる生きる力を1年次のうちに身につける。
- 研究を通じて土台となる力、生きる力、つながる力を育成する。

電子シラバス（提出資料○）には、授業テーマ、授業の到達目標、授業の目的・概要、授業計画、授業外学習の指示、教科書、学習評価の方法および基準、オフィスアワーについて記載されている。これらのことについて、入学前オリエンテーション、入学後オリエンテーションなどの機会を通して繰り返し説明をしている。特に、単位制度などの履修方法や履修登録については、ゼミナールにおいても学生個々に指導を行い徹底している。また、教育課程の見直しは定期的に行っている。

食物栄養学専攻の教育課程は、教育目標およびディプロマ・ポリシー（学位授与方針）に則って、厚生労働大臣指定栄養士養成施設として、2カ年間で栄養士免許、また栄

養教諭 2 種免許状のそれぞれ取得に必要な知識・技術と職業観を学ぶことを目指して編成されている。その教育課程は、栄養士免許証、栄養教諭 2 種免許状、家庭料理技能検定 2 級・3 級、食生活アドバイザー 2 級・3 級、協会認定栄養士実力試験 認定証 A・認定証 B・認定証 C などの取得を前提に、基礎教育科目、専門教育科目から構成されている。

基礎教育科目は、現代社会のニーズに応える幅広い教養と技術を修得するために設置されており、外国語科目、情報科目、総合科目、保健体育科目の 4 分野に分けている。

専門教育科目は、栄養士法および関係法規に基づいて、優れた栄養士の養成を目指しているが、近年の健康阻害要因が増加する中で、栄養士の活躍分野は拡大しており、社会のニーズに応えることのできる栄養士を養成することである。

こども学専攻の教育課程は、教育目標およびディプロマ・ポリシー（学位授与方針）に基づいて、社会構造の変化、少子化、親の子育て不安や児童虐待など、近年のさまざまな問題に対応できる能力を身につけ、保護者へのカウンセリング的な対応や、地域社会の抱える次世代育成支援のあり方など、地域の子育て支援に積極的に関与できる資質を育成することを目指して編成している。その教育課程は、幼稚園教諭 2 種免許状、保育士証、社会福祉主事任用資格、レクリエーション・インストラクター、日本赤十字社救急法救急員、日本赤十字社幼児安全法支援員、ピアヘルパー、放課後児童指導員、全国音楽療法士 2 種資格などの取得を前提に、基礎教育科目、専門教育科目から構成している。

基礎教育科目は、栄養教諭・栄養士コースと同様である。専門教育科目は、教育職員免許法・児童福祉法および関連法規に基づいて、正しい知識と技術を持つとともに、時代の新たな要請に応える資質を持った専門職としての幼稚園教諭および保育士の養成を目的としている。特色として幼児教育、児童福祉、心理学など多角的な観点に立ってこどもをとらえることを目指したこども学を学ぶことである。

専攻科健康生活学専攻の教育課程は、カリキュラム・ポリシー（教育課程方針）、ディプロマ・ポリシー（学位授与方針）に基づいて、養護教諭 2 種免許取得課程で学んだ基礎教育の上に、専門知識や技術を修得しさらに健康や養護教育の研究を深めるために、教職や専門科目のステップアップした教科を配置し、養護教諭 1 種免許、学士（教育学）学位取得を目指す教育課程編成を実施している。具体的には、1 年次では教職教育として教育学特殊講義 I、教育心理学特論、教育方法と技術を学び、専門教育では衛生学特論、学校保健研究、養護教諭実践研究、養護教諭特殊講義 I、看護学研究 I から理論と専門教育を深めている。2 年次には、教職教育では教育学特殊講義 II、III、教育相談特論、発達心理学研究、臨床心理学基礎研究、特別支援教育、養護特別実習を行い、専門教育では、養護教諭特殊講義 II、III、看護学研究 II などにより、教育力や問題解決に結びつく実践力を高めている。さらに学位認定のための修了研究では、文献・論文査読を基礎学習とし、自らの研究目的を計画し調査研究するとともに、学期ごとの成果をまとめて広く発表する機会を設け、2 年間の学びを通じ、養護教諭として求められているコーディネート力やプレゼンテーション力などの即戦力となる実践力を培っている。

専攻科こども教育学専攻の教育課程においては、カリキュラム・ポリシー（教育課程方針）、ディプロマ・ポリシー（学位授与方針）に基づいて、幼稚園教諭 2 種免許状所有学生に対する専門性の高い幼児教育・保育の理論と実践力の獲得ができる教科を配置し、幼稚園教諭 1 種免許状と学士（教育学）の学位の取得を目指す教育課程の編成にしてい

る。具体的には1年次に教育研究Ⅰ・Ⅱ、教育心理学特論などの基礎科目に加え保育内容の理論と方法、こどもと音楽特講など実践につながる科目を通して、理論と実践力の獲得を目指している。2年次においても同様の考えで、幼児教育原理特講Ⅰ・Ⅱ、発達心理学特論などの理論と障害児支援特講、子育て支援特論など実践力の獲得を併せて達成できることを目指す。1年次から2年次を通して修了研究に取り組む体制をとって幼児教育者としての専門性と課題解決能力を培っている。また健康教育学専攻の教育の特徴でもあることから、健康科学研究、衛生学特論などの科目を配置し、教育を幅広く学ぶ体制にもしてある。また、選択科目の追加配置を行い、カリキュラムに選択の幅を持たせた。

以上のように、資格取得に伴って必修科目数が多く、2年間という在学期間の中で、配当時期を考慮した時間割編成をすることは困難を極めている。しかし、困難な中にも質を保つことは第1条件であり、教育課程の見直しは年度ごとに行い、必要に応じてカリキュラムの変更も行っている。教員の配置も、教員の資格・業績を基に適切に行われている。

#### (b) 課題

各専攻の教育課程は、ディプロマ・ポリシー（学位授与方針）に基づき、資格取得に関する指定規則などに基づき編成している。しかし、魅力ある短期大学部を目指し、他の短期大学との差別化を図るためにも、教育課程の見直しを今後も専攻ごとに定期的実施する必要がある。

カリキュラム・ポリシー（教育課程方針）は、教員がカリキュラムを編成する際の指標であると同時に、学生が授業を履修し、ディプロマ・ポリシー（学位授与方針）で示される目指すべき人材像実現に向けてのロードマップでもある。その観点からは、学生に対していつ、いかなる形で人材像実現へのロードマップとしてカリキュラム・ポリシー（教育課程方針）またはカリキュラムマップを提示するかを議論する必要がある。カリキュラムマップも学生に提示することを前提に、目指すべき人材像との関わりを明確にし、ロードマップとして活用できるような形で整備していく必要がある。

**[区分 基準Ⅱ-A-3 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教養教育の内容と実施体制が確立している。
- (2) 教養教育と専門教育との関連が明確である。
- (3) 教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

#### <区分 基準Ⅱ-A-3の現状>

基礎教育科目として、外国語科目（英語など5科目）、情報科目（生活統計など4科目）、総合科目（心理学など12科目）、保健体育科目（スポーツと健康Ⅰなど2科目）を開設している（参照 キャンパスガイド 2018）。総合科目は、人文、社会及び自然の3分野にわたって開設している。基礎教育科目の単位修得を卒業要件に設定しているため、学生は必ず外国語科目を2単位以上、情報科目を2単位以上、総合科目を6単位以上修得する。こ



の際、科目の選択は卒業必修科目を除いて学生の自由であるので、資格要件を満たす科目や興味・関心のある科目を個々に選択している。基礎教育科目は2年間の前・後期にまんべんなく開講しているため、学生にとっては希望する科目を受講できる機会が確保されている。総合科目のうち「鈴鹿学」と「キャリアデザインⅠ」は卒業必修科目とする。「鈴鹿学」は鈴鹿市の地域資源を知り、その活用を主体的に考えることで地域に貢献し、自らの興味やキャリアを考える機会としており、「キャリアデザインⅠ」は将来の就職に向けたキャリアデザインのために主に自己理解と、就職活動に向けて必要なマナーや知識を理解するというテーマで開講している。「鈴鹿学」ではアクティブラーニングを積極的に取り入れており、またICTを活用して授業展開がなされている。基礎教育科目は各専門教育科目と重複しておらず、基礎教育科目全体にわたり、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培うことを目的とし、また社会的・職業的自立を図るために必要な能力の獲得に加え、生涯にわたり自らの資質を向上させるために必要な能力を育成することを目的としている。

基礎教育科目と各専攻の専門教育科目は重複していない。食物栄養学専攻では栄養士、こども学専攻では、幼稚園教諭・保育士の資格を取得することを第一の目的とする。これらの職業において必要とされる理論的かつ実践的な能力を身につけ、社会で求められる創造的な専門職業人材を養成することを目指している。食物栄養学専攻の専門教育科目は65科目、こども学専攻の専門教育科目は84科目を開講している。またこれとは別に食物栄養学専攻では教職に関する科目として13科目開講している。理論に裏付けられた実践力を育成するため、講義科目と実習・演習・実験科目を配置しており、ディプロマポリシーにのっとり、目指す力が身につくよう年次配当の調整を行った上で、各科目をカリキュラムマップに表している。食物栄養学専攻では、栄養士免許取得を基本としつつ、さらに資質向上を目指す学生は栄養教諭2種免許状を取得できる。こども学専攻では、幼稚園教諭2種免許状・保育士資格取得を基本としつつ、さらに資質向上を目指す学生は放課後児童指導員の資格を取得できる。また両専攻で社会福祉主事任用資格、ピアヘルパー、音楽療法士2種、レクリエーション・インストラクターの各資格を取得できるように科目（基礎教育科目および専門教育科目）の設定を行っている。専門性に留まらない分野全般への精通や、関連する他分野への学びの機会を設け、また生涯にわたる資質向上のための基礎の涵養など幅広い能力の育成を図っている。

教育の効果は、学生の単位取得状況とその成績評価で表すとともに、科目の評価をグレートポイントに換算しGPAとして示している。GPAの運用としては、成績上位者の決定、学外実習への参加条件としての基準の設定に用いている。

**[区分 基準Ⅱ-A-4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は實際生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である。
- (2) 職業教育の効果測定・評価し、改善に取り組んでいる。

### ＜区分 基準Ⅱ-A-4の現状＞

学習成果は、成績評価、GPA、免許取得状況、資格取得状況、就職状況、授業評価アンケートなどにより査定及び測定は可能である。学生による授業評価アンケートは、鈴鹿大学短期大学部専任、常勤、非常勤教員の全ての教科で実施している。各専攻での学習成果は、2年間で達成可能であり、卒業要件を満たした学生の多くは免許や資格を取得することからも、免許や資格が獲得可能な教育課程となっていると考える。また、免許や資格を活かして就職する学生も多く、実際的な価値もあると考えている。

授業科目は、基礎教育科目と専門教育科目とに区分している。基礎教育科目は、2専攻共通であり、外国語科目2単位以上、情報科目2単位以上、総合科目6単位以上を取得することが卒業要件となっている。授業科目の到達目標は、電子シラバスに示されており、単位の認定は学習評価の方法・基準に基づいて実施している。その方法は、授業科目ごとに定められており、筆記試験、課題レポート、授業への取り組み、実技試験、授業時の確認テストなどを組み合わせて総合的に評価している。

単位の修得状況は、各期末に発表する成績通知書によって確認することが可能となっている。卒業要件単位数及び各科目の到達目標、単位の認定方法などは、2専攻共通である。食物栄養学専攻では、よりよい健康を目指して高度な指導が求められる優れた栄養士、ならびに小中学校における子どもたちの食教育を担う栄養教諭の養成を教育目的・目標とし、2年間で栄養士免許証、栄養教諭2種免許状を取得することを前提に学習成果を定めている。授業科目は、基礎教育科目と専門教育科目とに区分している。専門教育科目は54単位であり、栄養教諭免許状取得に関わる科目は19単位である。また、就職決定率は100%であり、それぞれの専門性を活かした就職が達成されたことから、学習成果は、概ね達成したものと考えている。

鈴鹿大学短期大学部 こども学専攻では、幼児教育、児童福祉、心理学など多角的な観点に立ってこどもをとらえることのできる幼稚園教諭・保育士の養成を教育目的・目標とし、2年間で幼稚園教諭2種免許状、保育士資格証を取得することを前提に学習成果を定めている。授業科目は、基礎教育科目と専門教育科目とに区分している。幼稚園教諭2種免許状の専門教育科目は、教科に関する科目9単位、教職に関する科目33単位、保育士証は、保育に関する必修専門科目54単位、選択必修科目22単位である。また、就職決定率は100%であり、それぞれの専門性を活かした就職が達成されたことから、学習成果は、概ね達成したものと考えている。

#### (b) 課題

ディプロマ・ポリシー（学位授与方針）に基づき、各授業科目の評価基準を定め、電子シラバスにて学生に周知している。しかし、その評価基準が、学生が到達しているレベル（パフォーマンスレベル）と関連で示され、学生にとって目指すべき人材との関わりがより明確になるような形の学習成果の査定はまだ導入されていない。今後ルーブリックなどを活用して、より明確で具体的な学習成果の査定方法を、導入していくことが課題である。

**[区分 基準Ⅱ-A-5 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明確に示している。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学者受入れの方針は学習成果に対応している。
- (2) 学生募集要項に入学者受入れの方針を明確に示している。
- (3) 入学者受入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。
- (4) 入学者選抜の方法（推薦、一般、AO 選抜等）は、入学者受入れの方針に対応している。
- (5) 高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に実施している。
- (6) 授業料、その他入学に必要な経費を明示している。
- (7) アドミッション・オフィス等を整備している。
- (8) 受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。
- (9) 入学者受入れの方針を高等学校関係者の意見も聴取して定期的に点検している。

**<区分 基準Ⅱ-A-5 の現状>**

入学者受け入れ方針は、入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）として下記に示す学生像を掲げ、それに相応する多様な能力・適性を持った学生を受け入れている。アドミッション・ポリシーは本科である生活コミュニケーション学科および各専攻においてどのような入学者を求めているのかを明確に示し、ウェブサイト、学生募集要項で明示している。

アドミッション・ポリシーは「誠実で信頼される人に」という建学の精神のもと、学位授与方針であるディプロマ・ポリシー「土台となる力：学力（基礎教養、専門領域に関する知識、技能）」「生きる力：問題解決能力（自ら課題を発見し、解決する能力）を有すること」「つながる力：コミュニケーション能力（他者への寛容さ、論理的・芸術的表現、他者との協働性）を有すること」の3つの方針すなわち学習成果に対応し具体化した形で策定している。そして、このような学習成果に対応する形で、学科、専攻ごとにアドミッション・ポリシーが策定され、学ぶ意欲を持つ入学生を求めている。

入学者選抜においても、学位授与の方針にふさわしい人材を求めべく、アドミッション・ポリシーに基づいた選抜を行っている。AO 入試においては、口頭試問を重視し、そこでは各専攻の掲げるアドミッション・ポリシーに沿った形で質問およびが行われ、評価している。AO 入試以外の特待生入試、推薦入試、シニア入試、指定校推薦、グループ校入試は、すべて入学前の学習成果状況の把握と、アドミッション・ポリシーに適合しているか否かの判定により選考している。

入学者受け入れ方針は以下の通りである。

◆生活コミュニケーション学科

1. 高等学校で履修したすべての教科で教科書レベルの基礎知識・技能を有する人
2. 自ら積極的に学んでいく意欲がある人
3. 現代社会に関心を持ち、地域社会に貢献したいと考えている人

4. 他者とコミュニケーションがとれ、協調性がある人
5. さまざまなことがらを多面的に考え、自らの考えを表現できる人

◇食物栄養学専攻

- 栄養士、栄養教諭となるための基礎知識・技能（家庭、体育、理科、数学等）を有する人
- 栄養と健康に関心を持ち、学ぶ意欲がある人
- 栄養や健康に関する課題に関心をもち、地域社会に貢献したいと考えている人
- さまざまな世代の人々とコミュニケーションがとれる人
- 栄養や健康に関する課題に対して自らの考えを表現できる人

◇こども学専攻

- 2年間で即戦力の保育者となるための基礎的能力（音楽、体育、美術等）を有する人
- 幼児教育や福祉に関心を持ち、学ぶ意欲がある人
- こどもや他者、社会と積極的に関わり、地域社会に貢献したいと考えている人
- 書く、読む、話す、聞く等の基本的なコミュニケーション能力がある人
- 音楽、美術、体育等で自己表現ができる人

(b) 課題

入学者受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）に基づき、入学者選抜の基準を設け、学生募集要項にて受験生に周知している。また、その方針と入試区分や入試方法を関連づけている。方針の見直しについては、学科内および専攻内ではされているが、高等学校関係者等の意見までは聴取していない。今後、協定を結んでいる高等学校の関係者などの意見も参考に、さらなる修正をしていくことが課題である。

**【区分 基準Ⅱ-A-6 短期大学及び学科・専攻課程の学習成果は明確である。】**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果に具体性がある。
- (2) 学習成果は一定期間内で獲得可能である。
- (3) 学習成果は測定可能である。

**<区分 基準Ⅱ-A-6 の現状>**

学習の集大成、成果として取得資格を挙げている。鈴鹿大学短期大学部では、食物栄養学専攻において、栄養士資格、こども学専攻において、保育士証、幼稚園教諭二種免許状の取得が出来るカリキュラムを組んでいる。また、意欲がある学生は、他に音楽療法士二種資格、ピアヘルパー、レクリエーションインストラクターなど、他の資格取得も可能となっている。音楽療法士二種資格においては、三重県下唯一の学習機関という事もあり、音楽療法士二種資格の取得を第一の目的として入学してくる学生も少数であるが居る。保育士証、幼稚園教諭二種免許状、音楽療法士二種資格の3資格同時取得も不可能では無いが、修めるべき単位が膨大なものとなり学習が過密化するため、

こども学専攻においては、履修指導を適宜行い、学習成果を高めるため資格取得の取捨選択も視野に入れた学生指導を行っている。

2019年度卒業生の資格取得状況について、食物栄養学専攻、栄養士資格 76.1%、こども学専攻、保育士証 100%、幼稚園教諭二種免許状 91.8%であった。

各専攻それぞれの取得状況は、効果の測定可能なものがほとんどであるが、具体的に量的、質的な評価の上で客観的な評価基準に関しては一部検討も継続する。

**[区分 基準Ⅱ-A-7 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) GPA 分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積（ポートフォリオ）、ルーブリック分布などを活用している。
- (2) 学生調査や学生による自己評価、同窓生・雇用者への調査、インターンシップや留学などへの参加率、大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率などを活用している。
- (3) 学習成果を量的・質的データに基づき評価し、公表している。

**<区分 基準Ⅱ-A-7 の現状>**

学習成果は、成績評価、GPA、免許取得状況、資格取得状況、就職状況、授業評価アンケート、ルーブリックなどにより査定及び測定は可能である。学生による授業評価アンケートは、専任、常勤、非常勤教員の全ての教科で実施している。各専攻での学習成果は、2年間で達成可能であり、卒業要件を満たした学生の多くは免許や資格を取得することからも、獲得可能である。また、免許や資格を活かして就職する学生も多く、実際的な価値もあると考えている。

生活コミュニケーション学科食物栄養学専攻での資格取得は、平成 30 年度卒業生 41 人のうち、栄養士免許証取得者は 40 人（98%）であり、栄養教諭 2 種免許状取得者は 3 人（7%）であった。就職決定率は 100%であった。

生活コミュニケーション学科こども学専攻での資格取得は、幼稚園教諭 2 種免許は平成 30 年度卒業生 34 人のうち 29 人（85%）、保育士資格証は 32 人（94%）であった。就職決定率は 100%であった。

音楽療法士 2 種は、生活コミュニケーション学科食物栄養学専攻、こども学専攻の両専攻で資格を取得することが可能であり、資格取得者数は、食物栄養学専攻 1 人、こども学専攻 7 人の合計 8 人であった。

専攻科での教員採用試験では、平成 31 年度教員採用試験 1 次試験には 2 名が合格し、最終的には 1 名が合格した。

全体として、それぞれの専門性を活かした就職が達成されたことから、学習成果は、概ね達成したものと考えている。

**[区分 基準Ⅱ-A-8 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業生の進路先からの評価を聴取している。
- (2) 聴取した結果を学習成果の点検に活用している。

**<区分 基準Ⅱ-A-8 の現状>**

- (1) 学生の就職先すべてに入試広報キャリア課の職員または専攻の教員が訪問し、あいさつと就業状況についての聞き取りを行っている。訪問時期は専攻ごとに分けており、食物栄養学専攻は3月から4月にかけて一般企業や委託給食会社、病院、福祉施設などに訪問、そしてこども学専攻は5月中旬に保育所や幼稚園、認定こども園に訪問して卒業生の評価を聴取している。また、各専攻における在学生のインターンシップや学外での実習の依頼または巡回指導、学外で実施される合同企業説明会、食物栄養学専攻における学内で実施する企業説明会などの際に、入試広報キャリア課の職員や専攻の教員が卒業生の評価の聞き取りを実施している。就職先からの能力評価について、平成28年度及び平成29年度にアンケート調査を実施した。
- (2) 聴取した結果については所定の進路先訪問報告書に記載、報告し、教職員間での情報共有を図り、各専攻の専門教育の改善につなげている。また、就職先からの能力評価について、キャリア教育の改善や学習内容の見直しに活用している。能力評価の調査結果を学習成果の点検に具体的に活かしていく必要があるが、回収率の低さや、聴取した情報の記入が十分でないため、活かしきれていないのが現状である。卒業生の進路の評価については、就職先から本学の教育に一定の評価を受けているが、就職先によっては短期間で離職してしまう学生の存在も見受けられる。就職活動時から本人および保護者と十分に話し合いを持ち、適性を見極めて就職先を決定していくことが大切である。また、就職先のほとんどが地元への就職であることから、地域の要請に応えられる卒業生の輩出を常に考慮して、高等教育機関としての使命を果たしていくことが必要であると考える。地域社会で必要とされる人材育成のために、就職先からの能力評価についてのアンケート調査を今後も実施し、卒業生の現状を把握し続けることが大切である。

**<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の課題>**

平成29年度には、大学、短期大学共通の教育目標を策定した。その際には、ディプロマ・ポリシー（学位授与方針）は建学の精神を基にし、さらには教育理念、教育目的・教育目標を鑑みながら定めた。さらにはカリキュラム・ポリシー（教育課程方針）、アドミッション・ポリシー（入学者受入方針）の教学マネジメントポリシーが一体となった確立を目指した。今年度は、3つのポリシーについて見直しを行ったところであるが、見直し期間が十分に取れなかったため、今後も常に点検し、時代に則したポリシーとなるよう検討していくことが課題である。

前述したように、シラバス作成要領には、各科目の到達目標と成績評価、ディプロ

マ・ポリシー（学位授与方針）とともにカリキュラムポリシー（教育課程方針）との関連を示している。そのため建学の精神からディプロマ・ポリシー（学位授与方針）、カリキュラム・ポリシー（教育課程方針）の関連が明確にはなっているが、各科目間での関わりについては科目群との関わりのみ示されている状況にある。科目間の順序性や関りを明確にすることで教育の質を確保していく必要がある。

今年度は、カリキュラムカリキュラムマップの見直しを行い公表しているが、学生への周知は十分とは言えない。今後は、カリキュラムマップとナンバリングの効果的は運用を目指したい。また、さらなる教育の質保障に向けてディプロマ・ポリシー（学位授与方針）に対するルーブリックの活用など学習成果の可視化を進める必要がある。

ウェブサイト上には3つのポリシーとして「ディプロマ・ポリシー（学位授与方針）」「カリキュラム・ポリシー（教育課程方針）」とともに「アドミッション・ポリシー（入学者受入方針）」を明示している。しかし、3つのポリシーを同じコンテンツページに収めているため受験生の目に触れにくいことが考えられる。今後は、受験生応援サイトの入試情報のコンテンツページにもアドミッション・ポリシーを明示するなど、受験生にとってさらにわかりやすく示す必要がある。

#### <テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の特記事項>

特になし

[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]

<根拠資料>

キャンパスガイド 2019

シラバス

ウェブサイト

[区分 基準Ⅱ-B-1 学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
  - ① 教員は、シラバスに示した成績評価基準により学習成果の獲得状況を評価している。
  - ② 教員は、学習成果の獲得状況を適切に把握している。
  - ③ 教員は、学生による授業評価を定期的に受けて、授業改善に活用している。
  - ④ 教員は、授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。
  - ⑤ 教員は、教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。
  - ⑥ 教員は、学生に対して履修及び卒業に至る指導を行っている。
- (2) 事務職員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
  - ① 事務職員は、所属部署の職務を通じて学習成果を認識して、学習成果の獲得に貢献している。
  - ② 事務職員は、所属部署の職務を通じて教育目的・目標の達成状況を把握している。
  - ③ 事務職員は、所属部署の職務を通じて学生に対して履修及び卒業に至る支援を行っている。
  - ④ 事務職員は、学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。
- (3) 教職員は、学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に活用している。
  - ① 図書館又は学習資源センター等の専門的職員は、学生の学習向上のために支援を行っている。
  - ② 教職員は、学生の図書館又は学習資源センター等の利便性を向上させている。
  - ③ 教職員は、学内のコンピュータを授業や大学運営に活用している。
  - ④ 教職員は、学生による学内 LAN 及びコンピュータの利用を促進し、適切に活用し、管理している。
  - ⑤ 教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術の向上を図っている。

<区分 基準Ⅱ-B-1 の現状>

入学時や進級時には、学科ガイダンスと専攻別ガイダンスを実施して履修のための



オリエンテーション指導を行っている。各学生の履修登録については、ゼミナール担当教員それぞれが担当学生に対し個別指導を行っており、履修登録科目を学生支援課とゼミナール担当教員が共有して確認している。前期と後期の間にも、再度、履修登録確認票を学生に配布し、登録科目の確認と個別指導を行っている。また、入学前にいくつかの課題を提示し、その課題について指導することで、入学前に大学での学習の準備ができるようにしている。

各専攻の学習成果の獲得に向けては、キャンパスガイドを学習支援のための印刷物として発行している。また、キャンパスガイドは、ウェブサイトからも閲覧やダウンロードができるようになっている。

授業の開始時には、授業科目担当教員による Web シラバスに基づく授業計画や到達目標の確認や解説を行うなど、授業科目に対する動機付けを高め、興味を持って学習できるように配慮している。授業が始まってからは、学習進度が遅れ気味の学生に対しては、オフィスアワーや空き時間などを利用して、個別指導や補習などの支援を行っている。

各科・専攻別の学習支援は、次のとおりである。

生活コミュニケーション学科では、学生が半期ごとの学習や実習について振り返るための学習の記録（履修カルテ）を作成している。これは半期ごとの成績発表時に自己評価とコメントの記入を行うもので、成績評価を参照しながら、自身の学習を振り返り、次の学期に向けての学習意欲を高めるものである。それと同時に個人面談も実施しており、個別に抱える悩みや課題について専攻教員全体で支援する体制をとっている。また、1年生は総合演習、2年生は食物栄養学専攻が卒業研究、こども学専攻がこども学フィールドワークの各授業において実習報告や卒業研究発表の機会を設けている。発表に向けて準備したり、他者の発表を聞くなかで自らの学習到達度を確認したりするなかで、次の課題を自ら発見できる力を身に付けられるようにしている。

生活コミュニケーション学科の食物栄養学専攻では、ディプロマ・ポリシー（学位授与方針）のなかの土台となる専門領域に関する知識、技能を獲得するために、家庭料理技能検定、協会認定栄養士実力試験の結果を学習成果として位置付けている。家庭料理技能検定は毎年9月に実施されるため、1年生の前期において対策を行っている。実技試験対策は調理学実習内で、筆記試験対策は総合演習内で模擬試験を3回実施し、時間内に調理ができない学生や模擬試験の点数が低い学生に対しては再試験を行うことで支援を行っている。学生は各自が評価表を持ち、各自で試験終了時に点数をグラフ化することで、到達目標に対しての達成度を把握している。また、協会認定栄養士実力試験対策では、模擬試験を活用して、入学時、1年生の終了時、2年生の前期終了時、試験前月における知識について把握している。家庭料理技能検定と同様に評価表をグラフ化し到達度を把握している。これらの対策については、専攻会議で検討し、組織的に実行している。学習成果は、これら検定や試験の結果により評価し、次年度の取り組みについて専攻会議で検討を行っており、PDCA サイクルは確立している。

こども学専攻では、こどもと音楽Ⅰ・Ⅱというピアノによる弾き歌い技法の修得を目的とする授業においてピアノの習熟度を考慮したクラス編成を行うとともに、課題曲についても各自の技能と目標に応じた設定を行っている。授業外についても、音楽

室やピアノ練習室で自主練習ができる環境を確保しているほか、音楽担当教員が個別に指導も行うことで、学生間の進度の違いに配慮を行っている。また、実習指導においては、保育の専門用語などの書き取り練習を行い、基礎学力の向上にも努めている。保育実習や幼稚園教育実習に対する実習参加要件を設定し、十分な学習成果や社会人としての態度などを身に付けた上で実習に臨めるようにすることで、より効果的な実習になるようにしている。実習中は、こども学専攻の専任教員が実習先に赴き、学生を指導したり相談にのったりしている。

修了研究中間報告会・最終報告会、4学年交流会などを設定し、専攻科へ進学した学生（4年制大学3・4学年に相当）たちとの交流をはかり、進学意欲を増すような試みを行っている。本専攻では、養護教諭や福祉に関する仕事をを目指す学生の技術力保障として、正課外に日本赤十字社救急法救急員、日本赤十字社幼児安全法という民間資格の取得を奨励している。その自学自習においても、専攻の科目担当教員が支援している。

専攻科健康生活学専攻では、少人数教育を実施しており、指導教員からのアドバイスや学生同士の交流により学習成果を獲得に努めている。また、研究報告会を開催することで、学習の計画や目標が学年間で共有され、自己学習や研究の進展につながっている。さらに、専攻科会議を行い、学習面、生活面に課題がある学生の情報を共有し、必要な支援が早急に対応できる体制を整えている。

専攻科こども教育学専攻においても少人数教育を実施し、これまでに学んできた知識・技術を基礎にして、さらに専門性の高い知識・技術への教授・学習に努めている。併せて学生は現場の教育・保育の学びと融合させた専門的理解が得ることができ、各教科を担当する教員が連携して現職教員・保育者の研究会への参加を促し、学内子育て支援活動への参加を働きかけている。少人数でもあり、学生の状況はきめ細やかに把握でき、教科担当教員間で状況の共有も逐次行っている。また、教員は連携して修了研究への取り組みを行うなど、協働の学びにも心がけている。1年次生、2年次生共同の研究室を与え、健康生活学専攻学生との相互の支えあいも行われている。

各専攻とも学生の学習上の悩みや相談などは、基本的にゼミナールの担当教員が対応しているが、場合によってはほかのゼミナール担当教員や学生支援課の職員とも連携して指導・助言に当たることも行っている。心身の健康面や発達的な問題を背景として学習困難が生じることもあり、問題を抱えた学生に対して、ゼミナール担当教員や各専攻の教員と健康管理センターが連携し、必要に応じて健康管理センター職員または臨床心理士資格保持教員によるカウンセリングにつなげている。

食物栄養学専攻においては、留学生を受け入れている。留学生の支援のために留学生事務室を置いて、教職員が連携して留学生の生活支援・学業支援を行っている。

**[区分 基準Ⅱ-B-2 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学手続者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。
- (2) 入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。

- (3) 学習成果の獲得に向けて、学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。
- (4) 学習成果の獲得に向けて、学生便覧等、学習支援のための印刷物（ウェブサイトを含む）を発行している。
- (5) 学習成果の獲得に向けて、基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている。
- (6) 学習成果の獲得に向けて、学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。
- (7) 学習成果の獲得に向けて、通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には、添削等による指導の学習支援の体制を整備している。
- (8) 学習成果の獲得に向けて、進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。
- (9) 必要に応じて学習成果の獲得に向けて、留学生の受入れ及び留学生の派遣（長期・短期）を行っている。
- (10) 学習成果の獲得状況の量的・質的データに基づき学習支援方を点検している。

#### <区分 基準Ⅱ-B-2の現状>

入学時や進級時には、学科ガイダンスと専攻別ガイダンスを実施して履修のためのオリエンテーション指導を行っている。各学生の履修登録については、ゼミナール担当教員それぞれが担当学生に対し個別指導を行っており、履修登録科目を教務学生支援課とゼミナール担当教員が共有して確認している。前期と後期の間にも、再度、履修登録確認票を学生に配布し、登録科目の確認と個別指導を行っている。

各専攻の学習成果の獲得に向けては、キャンパスガイドを学習支援のための印刷物として発行している。また、ウェブサイトからも閲覧やダウンロードができるようになっている。

授業の開始時には、授業科目担当教員による Web シラバスに基づく授業計画や到達目標の確認や解説を行うなど、授業科目に対する動機付けを高め、興味を持って学習できるように配慮している。授業が始まってからは、学習進度が遅れ気味の学生に対しては、オフィスアワーや空き時間などを利用して、個別指導や補習などの支援を行っている。

各専攻別の学習支援は、次のとおりである。

食物栄養学専攻では、ディプロマ・ポリシー（学位授与方針）のなかの土台となる専門領域に関する知識、技能を獲得するために、家庭料理技能検定、協会認定栄養士実力認定試験の結果を学習成果として位置付けている。家庭料理技能検定は毎年 11 月に筆記試験、2 月に実技試験を受験するため、1 年生の前期およびに後期に対策を行っている。実技試験対策は調理学実習内や実技試験直前に実技試験対策講座を実施、筆記試験対策は総合演習内で模擬試験を実施し、時間内に調理ができない学生や模擬試験の点数が低い学生に対しては再試験を行うことで支援を行っている。学生は各自が評価表を持ち、各自で試験終了時に点数をグラフ化することで、到達目標に対しての達

成度を把握している。また、協会認定栄養士実力認定試験対策では、模擬試験を活用して、入学時、1年生の終了時、2年生の前期終了時、試験前月における知識について把握している。家庭料理技能検定と同様に評価表をグラフ化し到達度を把握している。これらの対策については、専攻会議で検討し、組織的に実行している。学習成果は、これら検定や試験の結果により評価し、次年度の取り組みについて専攻会議で検討を行っており、PDCA サイクルは確立している。

こども学専攻では、学生が半期ごとの学習や実習について振り返るための学習の記録（履修カルテ）を作成している。これは半期ごとの自己評価とコメントの記入を行うもので、成績評価を参照しながら、自身の学習を振り返り、次の学期に向けての学習意欲を高めるものである。また、ピアノによる弾き歌い技法の修得を目的としているこどもと音楽Ⅰ・Ⅱでは、ピアノの習熟度を考慮したクラス編成を行うとともに、課題曲についても各自の技能と目標に応じた設定を行っている。また、授業外についても、音楽室やピアノ練習室で自主練習ができる環境を確保しているほか、音楽担当教員が個別に指導も行うことで、学生間の進度の違いに配慮を行っている。

専攻科健康生活学専攻では、少人数教育を実施しており、指導教員からのアドバイスや学生同士の交流により学習成果を獲得に努めている。また、研究報告会を開催することで、学習の計画や目標が学年間で共有され、自己学習や研究の進展につながっている。さらに、専攻科会議を行い、学習面、生活面に課題がある学生の情報を共有し、必要な支援が早急に対応できる体制を整えている。

専攻科こども教育学専攻においても少人数教育を実施し、これまでに学んできた知識・技術を基礎にして、さらに専門性の高い知識・技術への教授・学習に努めている。併せて学生は現場の教育・保育の学びと融合させた専門的理解が得ることができ、各教科を担当する教員が連携して現職教員・保育者の研究会への参加を促し、学内子育て支援活動への参加を働きかけている。少人数でもあり、学生の状況はきめ細やかに把握でき、教科担当教員間で状況の共有も逐次行っている。また、教員は連携して修了研究への取り組みを行うなど、協働の学びにも心がけている。1年次生、2年次生共同の研究室を与え、健康生活学専攻学生との相互の支えあいも行われている。

各専攻とも学生の学習上の悩みや相談などは、基本的にゼミナールの担当教員が対応しているが、場合によってはほかのゼミナール担当教員や教務学生支援課の職員とも連携して指導・助言に当たることも行っている。心身の健康面や発達的な問題を背景として学習困難が生じることもあり、問題を抱えた学生に対して、ゼミナール担当教員や各専攻の教員と健康管理センターが連携し、必要に応じて健康管理センター職員または臨床心理士資格保持教員によるカウンセリングにつなげている。

また各専攻とも、留学生を受け入れている。留学生の支援のために留学生教育支援センターを置いて、教職員が連携して留学生の生活支援・学業支援を行っている。

[区分 基準Ⅱ-B-3 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学生の生活支援のための教職員の組織（学生指導、厚生補導等）を整備している。
- (2) クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制を整えている。
- (3) 学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。
- (4) 宿舎が必要な学生に支援（学生寮、宿舎のあっせん等）を行っている。
- (5) 通学のための便宜（通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等）を図っている。
- (6) 奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。
- (7) 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。
- (8) 学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。
- (9) 留学生が在籍する場合、留学生の学習（日本語教育等）及び生活を支援する体制を整えている。
- (10) 社会人学生が在籍する場合、社会人学生の学習を支援する体制を整えている。
- (11) 障がい者の受入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。
- (12) 長期履修生を受入れる体制を整えている。
- (13) 学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対して積極的に評価している。

<区分 基準Ⅱ-B-3 の現状>

学生支援の組織については、教員においては教務・学生支援部会を中心に、職員においては教務・学生支援課職員を中心として相互に協力しながら、行事などをはじめ日常の学生生活及び各種学生団体の活動をサポートしている。また、学生のこころやからだの健康管理については、健康管理センター及び臨床心理士資格保持教員を通してサポートしている。教務・学生支援部会は、委員長（大学教員）を中心に、大学及び短期大学部の教員複数名と教務・学生支援課職員で構成し、学生の生活支援に関する各種の審議を行い、審議結果を教授会に提出し、教授会での承認を得た後、ゼミナール担当教員、教務・学生支援課職員が指導・助言を行っている。教職教育センターも平成28年度から設置し、教職課程に関する統括的センターとして、学生への教員採用試験へ向けた指導を行い、また教員免許状更新講習の運営を担当している。

教務・学生支援部会では、学生会活動やクラブ・同好会活動など、学生が参画する活動について、学生と連携を取りながら対応していく体制を取っている。学生の自治組織である学生会は、短期大学部学生全員をメンバーとし、全専攻から選出され

た役員が活動の企画・運営を行っている。鈴大祭、オープンキャンパス、卒業式後の卒業記念パーティーなど年間を通して活動を行い、学生相互の親睦を深め、より生き生きとしたキャンパスライフの推進に大きく貢献している。また、クラブ・同好会としては、スポーツ栄養サポート研究会 Grow up、すずたんクッキング同好会 Tomato、スチコン研究会 CON 部、写真サークルぱしゃり、すずたん音楽療法研究会けやきなどがあり、クラブ活動助成金が学生会予算から支給されている。クラブ・同好会に顧問として教職員が配置されている。専攻ごとの学習内容や資格取得、就職にも関連するクラブ・同好会はそれを目標とし、また社会貢献活動に積極的に取り組んでいるクラブ・同好会もある。このほかに、主に鈴鹿大学の学生が活動している女子バレーボール部、WAI、すずか教職研究会に参加している短期大学部学生もいる。

学生の休息のための施設・空間として、学生食堂と売店が D 棟 2 階にあるほか、学生が集う場所としてホール（D 棟 1 階、B 棟 1 階）やラウンジ（B 棟 1 階、C 棟 2 階・3 階）が活用されている。

学生寮は設置していないが、下宿・アパートなどの宿舎については、教務・学生支援課において近隣のアパートなどの情報をまとめて新入生に斡旋できる体制にある。

鉄道の最寄り駅は、四日市駅と津駅を結ぶ伊勢鉄道線の中瀬古駅であり、徒歩で 10 分程度である。四日市駅で JR 関西線（名古屋・亀山方面）に、津駅で JR 紀勢本線（松阪・伊勢方面）に接続するが、1 時間当たりの本数が少ないため、多くの学生は近畿日本鉄道線を利用している。最寄りの近鉄千里駅からは 2 km 以上あり、公共交通機関の路線バスの便も悪いため、無料のスクールバスを運行している。運行本数の限度はあるが、学生の授業時間に合わせて運行している。運行区間は、大学と近鉄白子駅（急行停車駅）及び大学と近鉄千里駅間である。また、少人数への対応としてはタクシー利用などの準備もある。敷地には駐輪場と駐車場を設置しており、教務・学生支援課に駐車・駐輪許可願を提出して、交通安全講習会を受講し、駐車許可証もしくはステッカーを受領した学生のみ利用できるようにしている。

奨学制度は、一般的な日本学生支援機構奨学金制度と独自の特別奨学生制度があり、特別奨学生制度では、学業成績が優秀で学力・人物ともに優れている者について、授業料が免除される。日本学生支援機構及び学外の各種奨学金制度については、教務・学生支援課を窓口として、学生に周知するとともに、受給申請手続きの指導を行っている。また、納付金の窓口である財務課では、経済的に困難な家庭の学生に対して、延納、分納の配慮を行っている。

学生の健康管理（メンタルヘルスケアやカウンセリングを含む）については、学校保健安全法に基づいて、4 月に全学生を対象に健康診断を実施している。健診結果はゼミナール担当教員から個別に直接手渡し、精密検査や経過観察が必要な学生に対し指導している。健康管理センターには非常勤の看護師及び養護教諭を配置し、臨床心理士資格保持教員と連携して学生のこころとからだについての相談を実施している。また、健康管理センターだよりを発行し、健康診断の精密検査の呼びかけや、インフルエンザなどの注意喚起など、全学生に対する健康増進の働きかけを行っている。

学生からの意見や要望の聴取については、教務・学生支援課前、学生ホール、B 棟

1階ラウンジ、C棟1階エレベーター横にオピニオンボックス（投書箱）を設置している。オピニオンボックス（投書箱）は教務・学生支援課職員が毎日回収し、提出された意見や要望を教務・学生支援部会の教員とともに確認してから回答している。改善が必要な案件については、教務・学生支援部会で検討してから関係部署と連携して対処するよう努めている。

留学生の学習については、大学において開設されている日本語科目に出席し日本語教育を行っている。これには専門の教員が担当している。また、生活面の支援においても教務・学生支援課を中心に、関係教員と連携を図って対応している。

社会人学生の学習については、個々の諸事情に合わせた対応を行っている。履修指導についてはゼミナール担当教員や教務・学生支援課職員が行っている。長期履修制度を利用する社会人学生が多数在籍している。

学内のバリアフリー化として、主だった場所にはエレベーターとスロープを設置している。車椅子での使用が可能なトイレも設置している。

長期履修について、学則では長期履修制度として規定しており、職業を有しているなどの事情により、2年間の修業期間を計画的に3年または4年に延長して履修することを希望する学生に、審査の上でその履修を認めることができるとしている。また、長期履修を認められた者が長期履修の必要性がなくなった場合における履修期間短縮申請も可能である。

学生のボランティア活動については、さまざまなボランティアの依頼がある中で、特に授業に影響がなく、学生にとって学習の成果につながるようなものについて、教務・学生支援課および総務課を窓口として学内への掲示などで募集し、また教員が直接学生に呼び掛けている。大学の行事などに関連したボランティア活動については、担当の教員を通して直接学生に呼び掛けている。大学近隣の千里ヶ丘小学校における学習支援ボランティアには多数の学生が参加している。

#### [区分 基準Ⅱ-B-4 進路支援を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。
- (2) 就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。
- (3) 就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。
- (4) 学科・専攻課程ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。
- (5) 進学、留学に対する支援を行っている。

#### <区分 基準Ⅱ-B-4 の現状>

就職や進学などの学生の進路に関することは、大学にとって重要なことである。そのための支援として入試広報キャリア課と専攻の教員が連携して学生の支援に当たっている。

短大部全体としては、キャリアデザインⅠ・Ⅱにおいて、就職活動に必要なビジネスマナー、エントリーシートや履歴書の書き方、面接練習等を実施している。また、各専

攻においては専攻の特色にあった進路支援を行っている。食物栄養学については、学内での企業説明会を実施している。こども学専攻は、幼稚園、保育所への自主実習実施への促し、公務員試験対策（筆記、実技、面接）を実施している。三重県社会福祉協議会、人材センターが主催する就職フェアへの出席を促すことで、進路支援につながるようになった。また、進学に対する支援を行った結果、1名こども教育学部3年へ編入することができた。

キャリアデザインⅡについては、選択となったため、進路支援について専攻別で実施した。

#### <テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の課題>

基礎学力の一部で補習的な学びが必要な学生や、対人コミュニケーションの苦手さを抱える学生も入学している。現在は健康管理センターに常駐している看護師、養護教諭が対応し、学生の要望に応じて臨床心理士が対応にあたっており、組織的な支援体制を整えている。一方で、優秀な学生に対する配慮や学修支援の体制も整える必要がある。

通学にはスクールバスを運行（大学と白子駅・千里駅間）しているが、運行本数の限度があるなどして、十分に学生の要望には応えられていない。

平成28年12月21日に「障がいのある学生への支援に関する基本方針」を定め、学生支援課および入試広報キャリア課に、入学から卒業までの一貫した支援を行う「障がい学生支援チーム」を置き、学内外の関係部署と連携しながら全学的な支援体制を強化しているが、学生相談を担当する教職員は、臨床心理士資格を持つ教員2名と人員が限られているのが現状である。

学生アンケートにおいて進路への不安が高いことがわかり、より一層各専攻と入試広報キャリア課が他組織と連携して学生の進路支援を実施していく体制が望まれる。さらに、就職率100%を継続するためには、新規の就職先の開拓、就職希望先との連携、保護者との連携など、大学、就職先、保護者が互いに協力して、学生の就職支援ができる環境を整えていくことが課題となる。

#### <テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の特記事項>

特になし

#### <基準Ⅱ 教育課程と学生支援の改善状況・改善計画>

##### (a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

平成29年度には、大学、短期大学共通の教育目標を策定した。その際には、ディプロマ・ポリシー（学位授与方針）は建学の精神を基にし、さらには教育理念、教育目的・教育目標を鑑みながら定めた。さらにはカリキュラム・ポリシー（教育課程方針）、アドミッション・ポリシー（入学者受入方針）の教学マネジメントポリシーが一体となった確立を



目指した。今年度は、3つのポリシーについて見直しを行ったところであるが、見直し期間が十分に取れなかったため、今後も常に点検し、時代に則したポリシーとなるよう検討していくことが課題である。

前述したように、シラバス作成要領には、各科目の到達目標と成績評価、ディプロマ・ポリシー（学位授与方針）とともにカリキュラムポリシー（教育課程方針）との関連を示している。そのため建学の精神からディプロマ・ポリシー（学位授与方針）、カリキュラム・ポリシー（教育課程方針）の関連が明確にはなっているが、各科目間での関わりについては科目群との関わりのみ示されている状況にある。科目間の順序性や関りを明確にすることで教育の質を確保していく必要がある。

今年度は、カリキュラムカリキュラムマップの見直しを行い公表しているが、学生への周知は十分とは言えない。今後は、カリキュラムマップとナンバリングの効果的は運用を目指したい。また、さらなる教育の質保障に向けてディプロマ・ポリシー（学位授与方針）に対するルーブリックの活用など学習成果の可視化を進める必要がある。

ウェブサイト上には3つのポリシーとして「ディプロマ・ポリシー（学位授与方針）」「カリキュラム・ポリシー（教育課程方針）」とともに「アドミッション・ポリシー（入学者受入方針）」を明示している。しかし、3つのポリシーを同じコンテンツページに収めているため受験生の目に触れにくいことが考えられる。今後は、受験生応援サイトの入試情報のコンテンツページにもアドミッション・ポリシーを明示するなど、受験生にとってさらにわかりやすく示す必要がある。

基礎学力の一部で補習的な学びが必要な学生や、対人コミュニケーションの苦手さを抱える学生も入学している。現在は健康管理センターに常駐している看護師、養護教諭が対応し、学生の要望に応じて臨床心理士が対応にあたっており、組織的な支援体制を整えている。一方で、優秀な学生に対する配慮や学修支援の体制も整える必要がある。通学にはスクールバスを運行（大学と白子駅・千里駅間）しているが、運行本数の限度があるなどして、十分に学生の要望には応えられていない。

平成28年12月21日に「障がいのある学生への支援に関する基本方針」を定め、学生支援課および入試広報キャリア課に、入学から卒業までの一貫した支援を行う「障がい学生支援チーム」を置き、学内外の関係部署と連携しながら全学的な支援体制を強化しているが、学生相談を担当する教職員は、臨床心理士資格を持つ教員2名と人員が限られているのが現状である。

学生アンケートにおいて進路への不安が高いことがわかり、より一層各専攻と入試広報キャリア課が他組織と連携して学生の進路支援を実施していく体制が望まれる。さらに、就職率100%を継続するためには、新規の就職先の開拓、就職希望先との連携、保護者との連携など、大学、就職先、保護者が互いに協力して、学生の就職支援ができる環境を整えていくことが課題となる。

#### (b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

3つのポリシーについて、時代の流れ、教育改革の見直しに伴い、常に点検し、時代に則したポリシーとなるよう検討していくことが課題である。

シラバス作成要領には、各科目の到達目標と成績評価、ディプロマ・ポリシー（学位

授与方針)とともにカリキュラムポリシー(教育課程方針)との関連を示しているが、各科目間での関わりについては科目群との関わりのみ示されている状況にある。今後は、科目間との関わりを明確にすることを課題とし、カリキュラムマップとナンバリングの効果的運用を目指したい。また、さらなる教育の質保障に向けてルーブリックの活用など成績評価の方法の検討を進める必要がある。

ウェブサイト上には3つのポリシーとして「ディプロマ・ポリシー(学位授与方針)」「カリキュラム・ポリシー(教育課程方針)」とともに「アドミッション・ポリシー(入学者受入方針)」を明示している。しかし、3つのポリシーを同じコンテンツページに収めているため受験生の目に触れにくいことが考えられる。今後は、受験生応援サイトの入試情報のコンテンツページにもアドミッション・ポリシーを明示するなど、受験生にとってさらにわかりやすく示す必要がある。

近年では、基礎学力の一部で補習的な学びが必要な学生や対人コミュニケーションの苦手さを抱える学生も入学している。平成28年12月21日に「障がいのある学生への支援に関する基本方針」を定め、学生支援課および入試広報キャリア課に、入学から卒業までの一貫した支援を行う「障がい学生支援チーム」を置き、学内外の関係部署と連携しながら全学的な支援体制を強化しているが、学生相談を担当する教職員は、臨床心理士資格を持つ教員2名と人員が限られているのが現状である。一方で、優秀な学生に対する配慮や学修支援の体制も整える必要がある。

学生アンケートにおいて進路への不安が高いことがわかり、より一層各専攻と入試広報キャリア課が他組織と連携して学生の進路支援を実施していく体制が望まれる。さらに、就職率100%を継続するためには、新規の就職先の開拓、就職希望先との連携、保護者との連携など、大学、就職先、保護者が互いに協力して、学生の就職支援ができる環境を整えていくことが課題となる。

## 【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

## 〔テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源〕

〔区分 基準Ⅲ-A-1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学及び学科・専攻課程の教員組織を編制している。
- (2) 短期大学及び学科・専攻課程の専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。
- (3) 専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足しており、それを公表している。
- (4) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員（兼任・兼担）を配置している。
- (5) 非常勤教員の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を遵守している。
- (6) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて補助教員等を配置している。
- (7) 教員の採用、昇任はその就業規則、選考規程等に基づいて行っている。

## ＜区分 基準Ⅲ-A-1 の現状＞

教員組織は、学則第 10 条により、学長、副学長、教授、准教授、助教、助手、事務職員そのほか必要な職員を置くと定めており、カリキュラム・ポリシー（教育課程方針）に基づき専任教員を適正に配置している。

平成 30 年度の専任教員数は、食物栄養学専攻は教授 2 人、准教授 2 人および助教 1 人の合計 5 人（設置基準で教授 2 人、合計 5 人）、こども学専攻では教授 2 人、准教授 2 人および助教 2 人の合計 6 人（設置基準で教授 2 人、合計 6 人）である。また、大学設置基準上の教員として教授 1 人、助教 2 人の合計 3 人（設置基準で教授 1 人、合計 3 人）である。短期大学設置基準に定める生活コミュニケーション学科の必要専任教員数は 14 人（教授 5 人）である。専任教員 14 人（教授 5 人、准教授 4 人、助教 5 人）であり、短期大学設置基準に定める教員数を充足している。

専任教員の職位は、鈴鹿大学短期大学部教員選考規程に基づき、厳正に資格審査を行っている。学位、教育実績、研究業績、制作物発表、そのほかの経歴など、短期大学設置基準第 23 条から第 26 条までの規定を充足している。

短期大学設置基準の定めのほか、養護教諭 2 種免許状、栄養士免許、栄養教諭 2 種免許状、幼稚園教諭 2 種免許状および保育士資格の取得に対応するために、各関係法令に基づいて教職員を配置している。また、非常勤教員（兼任・兼担）についても、カリキュラム・ポリシー（教育課程方針）に従い配置しており、平成 30 年度は非常勤講師 20 人（5 月 1 日現在の数）である。教育効果を高めるため、こどもの音楽Ⅰ、こどもの音楽Ⅱ、幼稚園教育実習Ⅰ、幼稚園教育実習Ⅱ、幼稚園教育実習事前事後指導、保育

実習Ⅰ、保育実習指導Ⅰ、保育実習Ⅱ（保育所）、保育実習指導Ⅱ（保育所）、保育内容（表現Ⅰ）、保育表現技術演習Ⅳ（こどもの文化Ⅱ）、こどもの保健演習、調理学実習Ⅰ、調理学実習Ⅱ、調理学実習Ⅲ、給食管理実習Ⅰ、食品学実験Ⅰ、食品学実験Ⅱ、解剖生理学実験、生化学実験、給食管理実習Ⅱ事前事後指導、栄養指導論実習Ⅱ、栄養学各論実習、臨床栄養学実習、看護学実習Ⅰ、看護学実習Ⅱ、養護実習、養護実習事前事後指導、臨床実習、衛生・臨床検査実習、養護特別実習事前事後指導、生活情報処理Ⅰ、生活情報処理Ⅱ、栄養情報処理の授業科目において、合計4人を助手として配置している。

教員の採用・昇任については、鈴鹿大学短期大学部教員資格審査基準に基づいて採用および昇任を判定している。また、鈴鹿大学短期大学部教員選考規程第9条第項の規定に基づき、教員資格審査委員会を立ち上げ、厳正に候補者の審査を行い、審査の経過および結果を教授会に提出している。

**[区分 基準Ⅲ-A-2 専任教員は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。]**

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 専任教員の研究活動（論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他）は学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている。
- (2) 専任教員個々人の研究活動の状況を公開している。
- (3) 専任教員は、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得している。
- (4) 専任教員の研究活動に関する規程を整備している。
- (5) 専任教員の研究倫理を遵守するための取り組みを定期的に行っている。
- (6) 専任教員の研究成果を発表する機会（研究紀要の発行等）を確保している。
- (7) 専任教員が研究を行う研究室を整備している。
- (8) 専任教員の研究、研修等を行う時間を確保している。
- (9) 専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。
- (10) FD活動に関する規程を整備し、適切に実施している。  
)
- ① 教員は、FD活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。
- (11) 専任教員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう学内の関係部署と連携している。  
)

**<区分 基準Ⅲ-A-2の現状>**

専任教員の研究活動（論文発表、学会活動、国際会議出席など、そのほか）は、教育活動に支障のない範囲で、教員個人の意志に任せている。4月に年度研究計画を立て、学科長へ提出し、3月にその振り返りを提出するPDCAサイクルができています。その結果、学科および専攻課程のカリキュラム・ポリシー（教育課程方針）に基づいて成果を挙げている。

教員の主な研究業績・所属学会は、ウェブサイトの教員紹介ページに掲載しているほか、詳細な研究業績はリサーチマップ(<http://researchmap.jp/>)にて公開している。

専任教員が獲得している外部研究費などは、科学研究費補助金等外部研究資金獲得状況一覧表のとおりである。そのうち、科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）は、平成 26 年度は 1 人が採択された（継続含む）。また、分担協力をしている教員も平成 27 年度 2 人、平成 28 年度は 2 人、平成 29 年度は 1 人、平成 30 年度は 1 人いる。科学研究費等公的資金に関して学校法人享栄学園公的研究費運営管理規程、学校法人享栄学園科学研究費補助金取扱規程により定めており、財務課が適切に管理運営している。

専任教員が研究成果を発表する機会としては、『鈴鹿大学短期大学部紀要』、および『生活コミュニケーション学』（鈴鹿大学短期大学部生活コミュニケーション学研究所年報）をそれぞれ毎年発行している。また、全教員が参加可能な教員研究発表会も毎年開催しており、それぞれの研究について学内で議論できる場を確保している。平成 22 年から創設した鈴鹿大学短期大学部生活コミュニケーション学研究所は、研究機関の場として機能しており、所長以下、研究員を教員が兼務している。年報の発行以外に、シンポジウム開催や研究例会などを開いており、研究成果を発表する機会を提供している。紀要・年報の投稿については、鈴鹿大学短期大学部紀要編集規程、『生活コミュニケーション学』誌投稿規程があり、それに基づき行っている。

すべての専任教員には、オフィスアワーなどを行うにも十分な広さがあり、研究を行う研究室を確保している。専任教員には、基本的に週 1 日の研究や研修などを行う時間を確保している。また、学校法人享栄学園担当授業時間数および軽減措置に関する規程を定めており、授業時間数が偏らないように配慮している。専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席などに関しては、学校法人享栄学園規則などの規程を定めている。

FD 活動は、鈴鹿大学・鈴鹿大学短期大学部 FD・SD 委員会規則に基づき、全教職員参加による研修会を実施している。規程に基づいて、FD 活動を適切に行っている。

学生による授業評価アンケートを、前後期とも 1 回ずつ実施しており、その結果は学内に公表し、各担当教員の教授内容などの見直しの指標としている。また、前期・後期にそれぞれ 2 週間の公開授業を行っている。全授業を教職員が見学し、見学者は、FD 授業見学シートを作成し報告している。公開授業終了後に授業検討会を開催し、教員個々の資質向上を図る取り組みを行うとともに、問題の共有化を図っている。

平成 21 年度から前期・後期に各 1 回、全教職員を対象に外部講師による FD 講習会を実施しており、平成 27 年度からは毎月 1 回、教員による FD・SD 講習会、勉強会を実施している。

専攻の専任教員は、学習成果を向上させるために大学・短期大学部で設置している各委員会にそれぞれ 1 人以上は所属するように構成しており、情報共有を徹底している。また、短期大学部の関係部署と連携している。各専攻では月 1 回以上、専攻会議を開催し、教員間での意思疎通を図っている。

**[区分 基準Ⅲ-A-3 学生の学習成果の獲得が向上するよう事務組織を整備している。]**

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 事務組織の責任体制が明確である。
- (2) 事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有している。
- (3) 事務職員の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。
- (4) 事務関係諸規程を整備している。
- (5) 事務部署に事務室、情報機器、備品等を整備している。
- (6) 防災対策、情報セキュリティ対策を講じている。
- (7) SD 活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
  - ① 事務職員（専門的職員等を含む）は、SD 活動を通じて職務を充実させ、教育研究活動等の支援を図っている。
- (8) 日常的に業務の見直しや事務処理の点検・評価を行い、改善している。
- (9) 事務職員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう教員や関係部署と連携している。

#### <区分 基準Ⅲ-A-3 の現状>

事務局の組織体制は、学校法人享栄学園組織規程において、職制および事務分掌を規定するほか、事務をつかさどるため、学校法人享栄学園文書・表簿取扱規程、学校法人享栄学園公印取扱規程、学校法人享栄学園稟議規程、学校法人享栄学園経理規程、学校法人享栄学園資産運用規程などの規程を整備し職員はそれぞれ専門的な職能を有していて責任体制は明確である。教務関係、学生支援関連事務は、教務・学生支援課として組織し、事務局の構成は、総務課、財務課、学生支援課、入試広報キャリア支援課、4部門で行っている。

#### [区分 基準Ⅲ-A-4 労働基準法等の労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教職員の就業に関する諸規程を整備している。
- (2) 教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。
- (3) 教職員の就業を諸規程に基づいて適正に管理している。

#### <区分 基準Ⅲ-A-4 の現状>

事務局の組織体制は、学校法人享栄学園組織規程において、職制および事務分掌を規定するほか、事務をつかさどるため、学校法人享栄学園文書・表簿取扱規程、学校法人享栄学園公印取扱規程、学校法人享栄学園稟議規程、学校法人享栄学園経理規程、学校法人享栄学園資産運用規程などの規程を整備し職員はそれぞれ専門的な職能を有していて責任体制は明確である。教務関係、学生支援関連事務は、教務・学生支援課として組織し、事務局の構成は、総務課、財務課、学生支援課、入試広報キャリア支援課、4部門で行っている。

#### <テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の課題>

本短期大学の学科・専攻課程についての教員組織は確立しているが、状況に応じ

て各種委員会の改編に取り組む。専任教員は、短期大学設置基準を満たし、教員選考規程により昇任人事が行われ、全教員が適切な職位に就いているため問題はない。また、教育・学習効果を考慮し、科目群に応じて専任教員と非常勤教員を配置しているため、学習効果に問題はない。教員の研究活動は、外部資金等を獲得できていない。獲得は教員の研究に対する社会的評価の現れでもあるので、今後は教員同士が刺激しあい、獲得に向けて研究環境作りに努める必要がある。財政的に十分な個人研究費が支出できていないことも課題である。本短期大学部教員には、年1回の刊行であるが、研究発表媒体として『鈴鹿大学短期大学部紀要』があり、自らの研究成果を発表する機会が確保されている。教員の研究室については、現状設備で教育・研究や学生指導するにあたり、問題はない。FD活動について、毎月研修会を企画し、教職員全員が参加するよう努めている。事務組織の責任体制および職員の人事管理については、人事育成が課題である。そして、効率化を図り、システム多様化や、進歩に遅れないように職能をさらに上げるように努める。防災対策は、年に1回避難訓練を実施している。教職員・学生の知識だけでなく、行動力も必要となるため、より実践的な訓練の実施が必要である。情報セキュリティ対策は、老朽化、セキュリティに問題がある。今後も全学的な対策強化と不測の事態に対応した危機管理体制の整備は必要である。事務職員は、SD活動について適切な活動を行っているが、経験の浅い職員が多く人事育成が課題である。

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の特記事項>

特になし

[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]

[区分 基準Ⅲ-B-1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 校地の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (2) 適切な面積の運動場を有している。
- (3) 校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 校地と校舎は障がい者に対応している。
- (5) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を用意している。
- (6) 通信による教育を行う学科・専攻課程を開設している場合には、添削等による指導、印刷教材等の保管・発送のための施設が整備されている。
- (7) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している。
- (8) 適切な面積の図書館又は学習資源センター等を有している。
- (9) 図書館又は学習資源センター等の蔵書数、学術雑誌数、AV資料数及び座席数等が適切である。
  - ① 購入図書選定システムや廃棄システムが確立している。
  - ② 図書館又は学習資源センター等に参考図書、関連図書を整備している。
- (10) 適切な面積の体育館を有している。

<区分 基準Ⅲ-B-1 の現状>

本学キャンパスは、併設の鈴鹿大学と同一のキャンパス内に設置されており、校地面積は設置基準を充足している。校地は、大学との共用部分と短期大学部専用の部分とがある。校地校舎、運動場はいずれも短期大学設置基準を満たしている。障害者対応として、A棟、C棟にエレベーター、車椅子対応トイレを設置、校舎はバリアフリー化されている。

C棟には、教育課程に基づく授業を適切に行うための講義室・演習室・実習室を設けている。実習室として、生活コミュニケーション学専攻では、保健実習室・看護実習室を設けている。

食物栄養学専攻では、栄養士法施行規則に指定された施設として、調理学実習室・調理室・栄養指導実習室・栄養化学実験室・精密機器室を設けている。

こども学専攻では、音楽室・実習室・図工室を設けている。また、ピアノ自習が常にできるよう十分設置している。

図書館においては、大学との共用であるが、書庫スペースと閲覧室とを設置している。授業用の領域別参考図書、関連図書を随時補充している。図書の選定においては、附属図書館運営委員会を中心に選書を検討し、偏りなく購入するよう配慮している。



【各教室の設備】

建物名	面積	階	教室名	定員	ボード	モニター	D V D	スクリーン	プロジェクタ	L A N	マイク
A棟	264.84㎡	2	演習室A201	28	○	○	○	○		○	
		2	演習室A202	14	○	○	○			○	
		2	演習室A203	14	○	○	○			○	
		2	演習室A204	28	○	○	○			○	
		2	演習室A205	28	○	○	○	○		○	
		2	演習室A206	14	○	○	○			○	
		2	演習室A207	14	○	○	○			○	
		2	演習室A208	14	○		○	○		○	
		2	演習室A209	14	○		○			○	
B棟	246.06㎡	1	B101	72	○		○	○	○	○	
		1	B102	72	○	○	○	○	○	○	
		1	B103	60	○					○	
B棟	636.51㎡	2	第1コンピューター室	90			○			○	
		2	第2コンピューター室	32						○	
		2	オープンルーム	26						○	
		2	講義室B204	156			○	○	○	○	○
		2	講義室B205	156			○	○	○	○	○
B棟	666㎡	3	視聴覚室	204			○	○	○	○	○
		3	講義室B302	60		○	○			○	
		3	講義室B303	60		○	○			○	
		3	講義室B304	224		○	○			○	○
C棟	428.76㎡	1	ランチルーム	117						○	
		1	調理室	32	○					○	
		1	栄養指導実習室	52	○					○	
		1	調理学実習室	61	○					○	
C棟	466.72㎡	2	保健実習室	36	○	○		○		○	
		2	看護実習室	46	○			○		○	
		2	図工室	72	○					○	
		2	実習室	56	○	○	○			○	
		2	音楽室	25	○					○	
C棟	181.91㎡	3	精密機器室	15	○					○	
		3	栄養化学実験室	51	○					○	○
F棟	801.64㎡	1	図書館 閲覧室	153						○	
		2	図書館 閲覧室	40						○	
		2	ラーニングcommons	20	○					○	
G棟	86.38㎡	1	国際文化ホール	256	○	○	○	○	○	○	○

【専攻別の主な備品】

	生活コミュニケーション学専攻			
	品名	数量	品名	数量
	オートクレーブ	1	皮膚構造(解剖)模型	1
	高圧蒸気滅菌器	1	模型 感覚器(皮膚)その4触覚	1
	ストレッチャー	1	小児糞便模型	1
	視力計(デジタル)	4	骨折種類模型	1
	オージオメータ ヘッドバンド式(2人用)	1	人体寄生虫標本	1
	背筋力計	2	トラコーマ結膜炎模型(実大)	1
	肺活量計	6	病原菌模型	1
	歯牙着脱模型	1	パルスオキシメータ	2
	歯の構造模型	2	JAMY-P(AEDトレーナー付)	1
	人体解剖模型(透視式)	1	止血法実習モデル	1
	人体解剖模型(血液循環式)	1	空気袋副子エアバンテージ	1
	心臓模型	1	モデル人形 ともこ	1
	模型 肺の断面	1	高齢者体験セット	1
	肺模型	1	ベッド	5
	喉頭模型	1	コーケンベビー女の子 (沐浴等多目的実習用新生児人形)	1
	胃の構造模型	1	コーケンベビー男の子 (沐浴等多目的実習用新生児人形)	1
	導尿モデル(男性、女性)	各1	胎児発育順序模型	1
	吸引モデルQちゃん	1	産婦人科模型	1
	経管栄養モデル	1	性病模型 3種類	3

	食物栄養学専攻			
	品名	数量	品名	数量
	食器洗浄機	1	離乳期食模型	4セット
	消毒保管機(電気式)	1	保健食模型	3セット
	消毒保管機(電気式)	1	妊娠期食献立模型	2セット
	多機能マイコン自動炊飯器	1	妊娠中毒症患者食模型	1セット
	殺菌庫	1	授乳期食献立模型	1セット
	ガス煮炊釜	1	病態者食模型	6セット
	ガススチームコンベクションオーブン	1	1単位80kcal食品模型	1セット
	ワンタッチスライサー	1	肥満児指導用食品模型	1セット
	水圧式洗米機	1	4群点数法フードモデル(香川式)	1セット
	温冷配膳車	2	フードモデル	1セット
	消毒保管機(電気式)	1	分光光度計	2
	殺菌庫	1	蛍光分光光度計	1
	球根皮剥機	1	遠心分離機	1
	パーソナルコンピュータ(windows7, office2013)	5	自動窒素蛋白定量装置	1
	オープンレンジ(電子コンベック)	1	pHメーター	10
	ガスオープン(ホイロ付)	1	ドラフトチャンバー	1
	消毒保管機(電気式、収容籠数:5個)	1	顕微鏡	12
	殺菌庫(包丁30本・まな板10枚)	1	電子天秤	4
	パンこね機(レディースター)	8	電気乾燥機	2
	食事バランスガイドフードモデル	1セット	電気定温加温器	1
	食育・学校教材+間食フードモデル	1セット	実験台	5

	こども学専攻			
	品名	数量	品名	数量
	上下スライド式ホワイトボード	1	テレビ	1
	沐浴人形	1	ブルーレイプレイヤー	1
	沐浴セット	1	VHSプレイヤー	1
	グランドピアノ	2	マリimba	3
	アップライトピアノ	8	グロッケン	1
	電子ピアノ	41	トーンチャイム	1
	ハンドベル	1		

**[区分 基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程に含め整備している。
- (2) 諸規程に従い施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）を維持管理している。
- (3) 火災・地震対策、防犯対策のための諸規則を整備している。
- (4) 火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。
- (5) コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。
- (6) 省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。

**<区分 基準Ⅲ-B-2 の現状>**

施設設備などの維持管理を適正かつ合理的に資することを目的に、学校法人享栄学園物件管理規程を制定し、消耗品の管理も含め、適正な管理に努めている。防火・防災対策のため、学校法人享栄学園防火防災管理規程を整備し、火災・地震の安全確保のため、消防設備、電気設備などの定期点検を実施している。避難訓練については、学内研修時に年1回、全学生・教員を対象に行っている。

なお、鈴鹿市と「大規模災害時における避難場所としての仕様に関する協定」を締結、社会福祉法人鈴鹿市社会福祉協議会と「災害発生時における相互協力に関する協定」を締結し、地域被災者の受け入れも担っている。コンピュータシステムセキュリティ対策は、外部からの不正侵入を防ぐためのファイヤーウォールやアンチウイルスソフトの導入のほか、必要に応じたアクセス制限を設け、防御措置を講じている。

省エネルギー対策については、事務所内の休憩時間の消灯、使用していない講義室の消灯、教授会に光熱水費の使用料の提示を行い、教職員へ節電を呼びかけている。

**<テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の課題>**

校地、校舎面積とも、短期大学設置基準は十分充たしているが、校舎、設備各所に老朽化が見られるため、計画的に改修工事を行う必要がある。

省エネルギー対策については、施設老朽化した空調システムの改修、照明のLED化、また光熱水費の削減など対策を講じる必要があり、今後計画的に実施予定である。

**<テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の特記事項>**

特になし

[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]

[区分 基準Ⅲ-C-1 短期大学は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実に努めている。
- (2) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。
- (3) 技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。
- (4) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて技術的資源の分配を常に見直し、活用している。
- (5) 教職員が学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるよう、学内のコンピュータ整備を行っている。
- (6) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて、学生の学習支援のために必要な学内 LAN を整備している。
- (7) 教員は、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行っている。
- (8) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うコンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL 教室等の特別教室を整備している。

<区分 基準Ⅲ-C-1 の現状>

技術的資源は、全学的な立場から導入・更新の企画を立案、予算化し、実行している。情報インフラの整備についても、授業のニーズに応じ、情報端末などの利用を可能にするため、整備を行っている。

情報技術の向上のための学生に対するトレーニングは、コンピュータ室2室（B201・B202 教室）に設置されたコンピュータを用いて、情報系科目の授業内で行っている。また、学生がコンピュータをいつでも利用できるオープンルームを設けている。キャリア支援専用のコンピュータは事務局前に整備されている。

学生向けに整備されているコンピュータには、情報系科目の授業や、ゼミナール、学生の個別学習に必要な次のソフトウェアがインストールされている。教職員向けのコンピュータは研究室や事務局に整備され、業務に必要な次のソフトウェアがインストールされている。

【学生用ソフトウェア台数】

種別	ソフトウェア名	B201	B202	オープン ルーム	事務局
OS	Windows 7 Professional SP1	66	30	31	4
ブラウザ	Internet Explorer 10	66	30	31	4
ビジネス	Microsoft Office Professional Plus 2010 SP1 (Word, Excel, PowerPoint, Access)	66	30	31	4
セキュリティ	Semantec Endpoint Protection 12	66	30	31	4
PDF	Adobe Reader X	66	30	31	4
メディアプレイヤー	Windows Media Player	66	30	31	4
DVD再生	windows Media Center	66	30	31	4
プラグイン	Adobe Flash Player	66	30	31	4
プラグイン	Java 1.8.0	66	30	31	4

【教職員用ソフトウェア名】

種別	ソフトウェア名
OS	Windows 7 Professional SP1
ブラウザ	Internet Explorer 9 / 10
ビジネス	Microsoft Office Professional Plus 2010 (Word, Excel, PowerPoint, Access, Outlook) Microsoft Office Professional Plus 2013 (Word, Excel, PowerPoint, Access, Outlook)
セキュリティ	Semantec Endpoint Protection 11 / 12
PDF	Adobe Reader X
メディアプレイヤー	Windows Media Player
DVD再生	windows Media Center
プラグイン	Adobe Flash Player
プラグイン	Java 1.6 / 1.7 / 1.8.0

専攻科においては、専攻科研究室内に、学生1人に1台が整備されている。全講義室・全演習室に有線 LAN 利用環境が整えられており、情報機器を活用した授業が可能となっている。また、無線 LAN (Wi-Fi) 利用環境が、5か所に整えられている。

教職員は、グループウェア (学内電子掲示板) を活用し連絡を取り合うことにより、学生への学習支援・生活支援のための情報共有を図っている。また、授業や学校運営にグループウェア (学内電子掲示板) を活用している。

情報技術の向上のための教員に対するトレーニングは、新任の教員対象にグループウェア (学内電子掲示板) の活用法の説明がなされているものの、ほとんど行われていない。

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の課題>

有線 LAN は、老朽化が進んでいることから、改修・修繕あるいは、新規敷設が必要である。また、Wi-Fi を利用できる環境が十分ではないことから、学内のどこでも Wi-Fi を利用できる、環境の整備が必要である。情報技術向上のための教員に対するトレーニングが十分に行われていないことから、新しい技術を学ぶ研修会の実施が必要である。

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の特記事項>

特になし

[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]

[区分 基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 計算書類等に基づき、財的資源を把握し、分析している。
  - ① 資金収支及び事業活動収支は、過去3年間にわたり均衡している。
  - ② 事業活動収支の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握している。
  - ③ 貸借対照表の状況が健全に推移している。
  - ④ 短期大学の財政と学校法人全体の財政の関係を把握している。
  - ⑤ 短期大学の存続を可能とする財政を維持している。
  - ⑥ 退職給与引当金等を目的どおりに引き当てている。
  - ⑦ 資産運用規程を整備するなど、資産運用が適切である。
  - ⑧ 教育研究経費は経常収入の20%程度を超えている。
  - ⑨ 教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）についての資金配分が適切である。
  - ⑩ 公認会計士の監査意見への対応は適切である。
  - ⑪ 寄付金の募集及び学校債の発行は適正である。
  - ⑫ 入学定員充足率、収容定員充足率が妥当な水準である。
  - ⑬ 収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。
- (2) 財的資源を毎年度適切に管理している。
  - ① 学校法人及び短期大学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。
  - ② 決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。
  - ③ 年度予算を適正に執行している。
  - ④ 日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告している。
  - ⑤ 資産及び資金（有価証券を含む）の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。
  - ⑥ 月次試算表を毎月適時に作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。

[注意]

基準Ⅲ-D-1 について

- (a) 日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体）平成27年度～」のB1～D3に該当する学校法人は、経営改善計画を策定し、自己点検・評価報告書に計画の概要を記載する。改善計画書類は提出資料ではなく備付資料とする。
- (b) 文部科学省高等教育局私学部参事官の指導を受けている場合は、その経過の概要を記述する。

<区分 基準Ⅲ-D-1 の現状>

本学園の過去3年間における学校法人全体の資金収支および事業活動収支の状況は、下表に示すとおりである。

資金収支計算書は、教育活動やこれに付随する活動など、学校法人が行う活動全般のうち当該会計年度に対応する収入および支出の内容を明らかにし、また現金や随時引き出し可能な預貯金(支払資金)の収入および支出のてん末を明らかにするものであり、期末未収入金、期末未払金、前期末前受金及び前期末前払金などの調整勘定科目も含まれるため単純比較はできない。

平成28年度は、鈴鹿大学こども教育学部の新学部設置に伴う設置経費の支出が大きく影響し、支払資金は減少しているが、その後の2年間は大きな増減もなく維持している。

◆過去3年間の資金収支（学校法人全体） (単位：千円)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
前年度繰越支払資金	500,109	366,744	386,792
当年度資金収入	1,038,377	864,288	827,436
資金収入の部合計	1,538,486	1,231,032	1,214,228
当年度資金支出	1,171,742	844,240	850,684
翌年度繰越支払資金	366,744	386,792	363,544
資金支出の部合計	1,538,486	1,231,032	1,214,228

事業活動収支計算書は、事業活動(教育活動、教育活動外および特別活動)ごとの収入および支出の内容を明らかにし、それぞれの収入と支出のバランス(収支の均衡)を明らかにするものである。

本学園は、下表のとおり、過去3年間の当年度収支差額は支出超過である。この原因は、平成28年度では、鈴鹿大学こども教育学部の新学部設置に伴う設置経費の支出が大きく影響している。また、3年間に共通する原因としては、収容定員未充足による学生生徒納付金収入の減収が影響している。

このような状況を踏まえ、事業活動支出については、教育・研究水準の維持継続のために必要な予算は確保しつつ、経常的経費の支出は、効率化を図るとともに経費圧縮を継続的に実施してきた。よって、収支改善の最大の課題は、学生確保であり、収容定員を充足することで当年度収支差額は、収入超過に転じることができる。

◆過去3年間の事業活動収支（学校法人全体）（単位：千円）

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
事業活動収入	963,675	826,368	830,727
事業活動支出	969,797	906,224	941,919
基本金組入前当年度収支差額	△6,122	△79,857	△111,192
当年度収支差額	△207,788	△94,261	△118,807
翌年度繰越収支差額	△2,527,965	△2,620,347	△2,739,154

貸借対照表は、バランスシート(BS)とも呼ばれ、一定時点(決算日)における資産、負債、基本金の保有状況を記載し、学校法人の財政状況を明らかにするものであり、本学園では、下表のとおりである。

本学園の過去3年間では、純資産構成比率(自己資本の充実)は、平成28年度87.1%、平成29年度87.5%、平成30年度87.0%である。全国平均(「今日の私学財政」大学・短期大学編)と比較しても同水準である。また、負債に関しては、次年度学生生徒納付金の前受金と退職給与引当金が大部分を占め、借入金はあるものの財政状況は健全であると言える。しかしながら、積立率は20%にとどまり、全国平均から見ると低水準である。これは、将来必要な運用資産の保有状況を表しており、この状態が続くと健全な財政状況は悪化するため、入学定員未充足等に起因する支出超過を早期に改善し、健全な財政状況の維持・向上させたい。

◆過去3年間の貸借対照表（学校法人全体）（単位：千円）

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
資産の部合計	5,350,959	5,239,129	5,137,634
負債の部合計	686,744	654,770	664,467
純資産の部合計	4,664,215	4,584,359	4,473,167
負債及び純資産の部合計	5,350,959	5,239,129	5,137,634
純資産構成比率	87.1%	87.5%	87.0%

本学園の資金運用に関しては、学校法人享栄学園資産運用規程に基づき、リスクの高い金融商品は避け、一般的に安全・安定的と考えられる金融商品で運用するなど、適切な運用を行っている。

本学園の公認会計士監査については、担当職員がその都度適切に対応しており、公認会計士の指導および意見に対して対処し、適正性が確保されている。

本学の教育研究経費比率は、下表のとおり、過去3年間30%を超える水準となっており、教育研究上必要な予算は適切に配分している。

◆過去3年間の教育研究経費比率（短期大学部）

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
教育研究経費比率	30%	34%	40%

本学の過去3年間の入学定員充足率および収容定員充足率は、下表のとおりである。過去3年間の入学定員充足率は、いずれも充足率100%を達成することはできていないが、80%以上を維持し、年々増加傾向ではある。しかしながら、収容定員充足率で



は、退学者数等の増加に伴い、年々が低下している。

◆過去3年間の入学定員充足率および収容定員充足率（短期大学部）

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
入学定員	170人	90人	90人
収容定員	340人	170人	220人
入学者数	136人	79人	84人
在籍者数	294人	218人	162人
入学定員充足率	80%	88%	93%
収容定員充足率	87%	84%	74%

よって、本学の収容定員充足率に相応しい財務体質は、健全に維持できているといえる。

本学園は、平成27年度に策定した中期計画（平成28年度から平成32年度の5カ年）に基づき、毎年度の予算編成方針の下、関係部門からの事業計画（案）と事業予算（案）を集約し、関係部門の意向を踏まえた予算を編成し、適切な時期に決定している。

理事会において決定された事業計画と予算は、教職員全体に説明を行い、関係部門に指示している。

日常的な出納業務は学校法人享栄学園経理規程に基づき、財務課が処理し、定期的に事務局長に報告している。

資産および資金の管理と運用は、学校法人享栄学園経理規程および学校法人享栄学園資産運用規程に基づき、適切な会計処理を行い、定期的に常任理事会へ報告している。

**[区分 基準Ⅲ-D-2 日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学の将来像が明確になっている。
- (2) 短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。
- (3) 経営実態、財政状況に基づいて、経営（改善）計画を策定している。
  - ① 学生募集対策と学納金計画が明確である。
  - ② 人事計画が適切である。
  - ③ 施設設備の将来計画が明瞭である。
  - ④ 外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画を持っている。
- (4) 短期大学全体及び学科・専攻課程ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費（人件費、施設設備費）のバランスがとれている。
- (5) 学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができています。

### ＜区分 基準Ⅲ-D-2 の現状＞

平成 22 年度に生活学科から生活コミュニケーション学科へ学科名称を変更するとともに、3 専攻体制および教学改革を実施した。その後、養護教諭 1 種免許状と学士を取得できる専攻科健康生活学専攻を平成 23 年度に設置した。さらに、平成 27 年度からは幼稚園 1 種免許状と学士を取得できる専攻科こども教育学専攻を設置するなど改革を実施した。

平成 29 年度には、本学の定員の一部（生活コミュニケーション学専攻の定員 40 名、こども教育学専攻の定員 90 名の内、40 名の定員）を 4 年制大学へ移行する改組を行い、鈴鹿大学にこども教育学部を設置した。これに伴い本学は、生活コミュニケーション学専攻の募集を停止し、平成 29 年度から食物栄養学専攻とこども学専攻の 2 専攻体制とした。

本学は、平成 27 年度に学生募集計画、人事計画、教学改革など定員に見合う収支のバランスを踏まえた中期計画（平成 28 年度から平成 32 年度の 5 カ年）を策定し、地域に密着した高等教育機関としての存在価値を高め、食物栄養学および幼児教育・保育の分野に特化した人材育成を行い、地域に貢献する短期大学となることを目指す将来像は明確になっている。

各年度の事業報告と計算書類は、本学のホームページで公表し、教職員には、決算報告を行い、危機意識を共有している。

### ＜テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の課題＞

本学の事業活動収支は、入学定員未充足による支出超過の状態が続いている。

平成 29 年度から、こども学専攻の定員減、生活コミュニケーション学専攻の学生募集を停止したことにより、収容定員が減少し、本学の規模は縮小され、僅かな定員割れでも本学の経営状況に大きく影響するため、入学定員充足率を改善することが重要となってくる。

### ＜テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の特記事項＞

特になし

### ＜基準Ⅲ 教育資源と財的資源の改善状況・改善計画＞

#### (a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の 実行状況

教職協働の考えを基本とし、教員の質の向上、職員の専門的知識向上が必要である。今後 FD および SD 活動を活性化し、教育支援力を高めるとともに、教職員が課題を共有し、連携をとりながら教学改革に取り組んでいく必要がある。教職員が十分に職能を発揮できるよう、適切な人事管理体制の構築してきた。

情動的資源として、Wi-Fi を利用できる環境を全体の施設へと広げ、利用環境を改善している。

**(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画**

教育資源と財的資源については、法令、基準に適合した運用を行っている。中期事業計画および部門別アクションプラン推進の中で、適正運用の仕組みを整備し、経営、教学一体となり課題に取り組んだ。

## 【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】

## [テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ]

## [区分 基準Ⅳ-A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。
  - ① 理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人の発展に寄与できる者である。
  - ② 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。
  - ③ 理事長は、毎会計年度終了後 2 月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、その意見を求めている。
- (2) 理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。
  - ① 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。
  - ② 理事会は、理事長が招集し、議長を務めている。
  - ③ 理事会は、認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。
  - ④ 理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。
  - ⑤ 理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。
  - ⑥ 理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。
- (3) 理事は、法令及び寄附行為に基づき適切に構成されている。
  - ① 理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識及び識見を有している。
  - ② 理事は、私立学校法の役員を選任の規定に基づき選任されている。
  - ③ 寄附行為に学校教育法校長及び教員の欠格事由の規定を準用している。

## ＜区分 基準Ⅳ-A-1 の現状＞

## 1. 理事長

理事長は、平成 23 年 4 月に他の学校法人から本学園に常務理事として着任し、平成 24 年 2 月に副理事長となり、経営改革および財務改革を行い、平成 25 年 4 月に理事長に就任した。学校法人での職歴は、40 年以上にわたる。

## 2. 理事長方針、中長期行動計画の実行状況と課題

平成 23 年度以降、理事長方針、学園中長期行動計画の実行については、法人分離認可申請をとおして推進してきた。結果、理事会、評議員会、監査、組織運営、学校運営などの学校法人の管理運営体制（会議体の適正な運営、そのための規則および規程の整備など）は確立した。

中長期行動計画は、平成 26 年度において実質的に完結したとの認識のもと、平成 27 年度に新たに中期事業計画（平成 28 年度～平成 32 年）の策定を行い、平成 28 年 3 月に理事会の承認を得た。この計画実行に当たっては、大学および短期大学部の学務組織、教学組織の各部門別アクションプランも策定し、教学側と理事会との協働推進を行おうとするものである。このアクションプランの完成および教学側と理事会との協働推進を課題とした。

### 3. 管理運営体制の点検と課題

理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している（学校法人享栄学園寄附行為第 13 条）。また、毎会計年度終了後 2 か月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算および事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書および事業報告書）を評議員会に報告し、その意見を求めている（学校法人享栄学園寄附行為第 19 条）。

理事長は、理事会を招集し、議長を務めている（学校法人寄附行為第 11 条）。学校法人の意思決定機関として適切に運営している。

理事会は、学校法人享栄学園寄附行為および同第 12 条に基づき定める学校法人享栄学園理事会業務委任規則第 2 条（理事会専決事項）の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。理事会の運営は、学校法人享栄学園寄附行為に基づき学校法人享栄学園理事会会議規則を定め行っている。

理事会は、第三者評価に対する役割を果たし、その推進責任を負っている。自己点検評価委員会の委員長（学長）、ALO からの意見具申を受け、学園の課題解決に当たっている。

理事会は、短期大学部の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。また、短期大学部の運営に関する法的な責任があることを認識している。

学校法人享栄学園理事会会議規則（第 17 条）に基づき常任理事会を設け、学校法人享栄学園常任理事会運営規程に基づき運営している。その業務（同規程第 3 条）は、理事会からの諮問事項、理事会に付議する項目について審議、決定するとともに、理事会および理事長の補佐機関として日常業務執行上の必要事項について審議、決定することである。開催（同規程第 5 条）は、必要に応じて行うこととしているが、週 1 回が定例となっている。

理事会は、学校法人運営および短期大学部運営に必要な規程を整備している。学校法人享栄学園理事会業務委任規則、学校法人享栄学園理事会会議規則、学校法人享栄学園常任理事会運営規程のほかに、学校法人享栄学園管理規則、学校法人享栄学園組織規程などを整備し、かつ改定（改善）を行っている。結果、迅速に戦略的意思決定ができる仕組みを構築している。

### 4. 理事および監事の構成

理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識および見識を有している。また、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について、学識および見識を有している。学校教育法第 9 条（校長および教員の欠格事由）の規定は、学校法人享栄学園寄附行為第 10 条に定められており、私立学校法（第 38 条）および学校法人享栄学園寄附行為（第 5 条、第 6 条）の定めにより

選任している。外部理事は、学園の健全な経営について有益な意見・提案を受け、適切な業務執行を行っている。

監事は、私立学校法（第 38 条）および学校法人享栄学園寄附行為（第 5 条、第 7 条）に基づき選任している。監事は、理事会および評議員会に出席し、学園の健全な経営について有益な意見を述べている。

## 5. 理事会

平成 30 年度の理事会は、14 回開催した。理事会への理事および監事の出席状況は、良好である。

なお、理事会には、陪席として、学務組織の各部長、教学組織責任者（副学長、学部長、短期大学部学科長）、事務局管理職が出席し、教学改革および改善活動の報告を行っている。結果、理事会と大学とのコミュニケーション、課題の共有を確実に図っている。

### <テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップの課題>

#### 1. 中期事業計画の推進

中期事業計画の推進は、平成 27 年度に理事会の承認を得て、中期事業計画（平成 28 年度から平成 32 年度）の策定を行った。この計画実行に当っては、大学および短期大学部の学務組織、教学組織の各部門別アクションプランも作成し、理事会と教学側との協働推進を行うものである。中期事業計画の 3 年目（平成 30 年度）を終え、CAPD サイクルによる検証・議論を行い、平成 31 年度も引き続き、確実な実行と改善活動が課題である。

#### 2. 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

学園の財務状況は、平成 27 年度決算において、学園、大学、短期大学部ともに帰属収支差額比率、消費収支差額比率において、プラスに転じた。

大学及び短期大学部においては、事業活動収支差額比率がプラスとなっているが、平成 25 年度から継続している人件費対策（基本給の減額）、平成 22 年度以降の賞与凍結をベースに成立している。また、継続して奨学金比率は高水準を維持している。

従って、安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保については、入学定員以上の学生の確保、教職員人件費の適正水準への回復、奨学金制度の改革が課題である。

### <テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップの特記事項>

特になし

[テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップ]

[区分 基準IV-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。
  - ① 学長は、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。
  - ② 学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有している。
  - ③ 学長は、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。
  - ④ 学長は、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手続を定めている。
  - ⑤ 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督している。
  - ⑥ 学長は、学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。
- (2) 学長等は、教授会を学則等の規定に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。
  - ① 教授会を審議機関として適切に運営している。
  - ② 学長は、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。
  - ③ 学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定している。
  - ④ 学長等は、教授会規程等に基づき教授会を開催し、併設大学と合同で審議する事項がある場合には、その規程を有している。
  - ⑤ 教授会の議事録を整備している。
  - ⑥ 教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を共有している。
  - ⑦ 学長又は教授会の下に教育上の委員会等を規程等に基づいて設置し適切に運営している。

<区分 基準IV-B-1 の現状>

1. 学長

平成 27 年 4 月に鈴鹿大学学長が短期大学部学長に就任（兼任）した。学長は、短期大学部の運営全般にリーダーシップを発揮している。

- (1) 学長は、教育運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を聴いて最終的な判断を行っている。
- (2) 学長は、人格が高潔で、学識が優れ、長年にわたり愛知教育大学および鈴鹿大学において教鞭をとってきた経験を有し、かつ、大学運営に関し識見を有すると認められる者である。

(3) 学長は、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学部の向上・充実に向けて努力している。具体的には、建学の精神「誠実で信頼される人に」を具現化した気立ての良い、社会に求められる人材の育成という前々学長からの教育理念・目的を継承し、教育活動に展開している。

(4) 学長は、鈴鹿大学短期大学部学長選考規程に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。

## 2. 教授会

(1) 学長は、教授会を鈴鹿大学短期大学部学則、鈴鹿大学短期大学部教授会規程に基づいて開催し、短期大学部の教育研究上の審議機関として適切に運営している。

(2) 学長は、鈴鹿大学短期大学部教授会規程第5条に審議事項を定め、審議機関として適切に運営している。

(3) 学長は、教授会が意見を述べる事項を鈴鹿大学短期大学部教授会規程および鈴鹿大学短期大学部専攻科会議規程により周知し、かつ運用している。

(4) 学長は、教授会規程などに基づき教授会を開催している。併設大学と合同で審議する事項がある場合には、鈴鹿大学・鈴鹿大学短期大学部連携教授会規程に基づき同教授会を開催している。連携教授会を開催している。

(5) 教授会の議事録を整備している。

(6) 教授会は、学習成果および3つの方針に対する認識を有する。3つの方針は、教授会において審議、決定したものであり、全教職員の共通認識となっている。

(7) 学長または教授会の下に教育上の委員会などを設置し、適切に運営している。

(8) 学長は、専攻科についても、鈴鹿大学短期大学部専攻科会議規程に基づき、意見を求め、教育研究上の審議機関として適切に運営している。

## 3. 短期大学部の教学運営体制および学長の意思決定

鈴鹿大学短期大学部学則に基づき、審議機関として教授会を置き、教授会の運営は、鈴鹿大学短期大学部教授会規程による。また、鈴鹿大学短期大学部学則第7条に基づき、専攻科を置き、専攻科の運営は、鈴鹿大学短期大学部専攻科会議規程に基づいて行い、審議機関として専攻科会議を置いている。なお、学校教育法第92条および第93条の趣旨に基づき、副学長ならびに教授会に関する学則など諸規則、規程の改定は、同法改正の趣旨に基づき、平成27年3月までに完了させ、同年4月1日付で施行した。

大学、短期大学部のキャンパス統合（平成24年3月）以降、学務組織への両校組織責任者の相互乗入れ、組織の統合を進めてきた。そのために必要となる連携組織条項を学校法人享栄学園組織規程に定め、鈴鹿大学・鈴鹿大学短期大学部連携教授会規程、鈴鹿大学・鈴鹿大学短期大学部企画運営部会議規程などの連携組織運営規程を制定し、両校の組織融合を図っている。

## <テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップの特記事項>

特になし



[テーマ 基準IV-C ガバナンス]

[区分 基準IV-C-1 監事は寄附行為の規定に基づいて適切に業務を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 監事は、学校法人の業務及び財産の状況について適宜監査している。
- (2) 監事は、学校法人の業務又は財産の状況について、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。
- (3) 監事は、学校法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 月以内に理事会及び評議員会に提出している。

<区分 基準IV-C-1 の現状>

- (1) 監事は、学校法人の業務及び財産の状況について適宜監査している。
- (2) 監事は、学校法人の業務または財産の状況について、理事会に出席して意見を述べている。
- (3) 監事は、学校法人の業務または財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 か月以内に理事会および評議員会に提出している。
- (4) 監事監査については、学校法人享栄学園監事監査規程を整備し、運営している。監査体制は確立しており、監査を行うに当たって必要となる経営、組織関連規程、財務関連諸規程などを整備している。また、監査は、厳正に実施していると判断している。

[区分 基準IV-C-2 評議員会は寄附行為の規定に基づいて開催し、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 評議員会は、理事の定数の 2 倍を超える数の評議員をもって、組織している。
- (2) 評議員会は、私立学校法の評議員会の規定に従い、運営している。

<区分 基準IV-C-2 の現状>

- (1) 評議員会は、理事の定数の 2 倍を超える数の評議員をもって、組織している。
- (2) 評議員会は、私立学校法第 42 条の規定に従い、運用している。
- (3) 評議員会は、学校法人享栄学園寄附行為第 19 条に諮問事項を定め、あらかじめ意見を聴き、適正に運営しれている。
- (4) 評議員は、学校法人享栄学園寄附行為第 21 条に基づき選任している。教学改革および改善活動報告については、本学職員から選任された評議員が、評議員会での情報共有を充実している。

[区分 基準Ⅳ-C-3 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学校教育法施行規則の規定に基づき、教育情報を公表している。
- (2) 私立学校法の規定に基づき、財務情報を公開している。

#### <区分 基準Ⅳ-C-3 の現状>

教育情報は、本学ウェブサイトのトップページに「情報公開の公表」のバナーを設置し、第三者が閲覧しやすいように掲載している。また、情報公開ページにおいて、学校教育法施行規則の規定に基づき、適切に情報公開を行っている。情報の起算日は毎年5月1日付けとし、準備が整い次第公開している。

財務情報は、本学園ウェブサイトの「財務報告」から閲覧できる。過去10年間の財務情報を私立学校法の規定に基づき公開している。毎年5月末日までに公開している。

#### <テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンスの課題>

特に教育情報については、よりわかりやすくより迅速に情報公開および見直しをしていく必要がある。

#### <テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンスの特記事項>

特になし

<基準Ⅳ リーダーシップとガバナンスの改善状況・改善計画>

**(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実行状況**

将来計画委員会の設置、組織変更、労働条件の統一を改善計画としてそれぞれを進めてきた。将来計画委員会を設置し、平成 29 年度には、短期大学部の一部（養護系、こども学系）の 4 年制大学化（新学部新設）、短期大学部の再編（食物栄養学、こども学の 2 専攻化）（生活コミュニケーション専攻の廃止）を実施した。平成 30 年度には、大学既存学部（国際人間科学部）の改組を行った。

平成 28 年 4 月 1 日付新組織では、学務組織の統合、教学組織の変更（委員会組織の廃止など）を行い、平成 24 年度から行ってきた組織の統合・融合方針は完了した。過去、法人、大学および短期大学部の人事制度、給与体系、労働条件は、それぞれ規程および運用が異なるものであったが、平成 24 年度以降組織の統合・融合を図ってきた。平成 27 年度に人事関連規程の要件整備は完了し、平成 28 年 4 月 1 日付で給与規程などの改定を行い、完結した。平成 27 年度は、中長期行動計画（平成 23 年 6 月 24 日策定）を完了し、中期事業計画を行った。平成 28 年 3 月の理事会で承認され、中期事業計画達成に向けて、中期事業計画推進（経営力、募集力、教育力、就職力の向上）のための大学と短期大学部の運営組織（学務、事務局）の統合・融合をさらに推進する。具体的には、委員会制の廃止（学務組織と同機能の委員会の統合）、学務組織と教学組織の責任分担の明確化、鈴鹿大学と短期大学部の学務組織の一本化を行った。これを受けて、平成 30 年度は、学務組織および教学組織の部門別アクションプランを完成させ、理事会と協働した推進に取り組んだ。

**(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画**

教育資源と財的資源については、法令、基準に適合した運用を行っている。中期事業計画および部門別アクションプラン推進の中で、適正運用の仕組みを整備し、経営、教学一体となった課題解決に引き続き取り組む。

学長は、教学側のボトムアップに強力なリーダーシップを発揮した。平成 30 年度に向けての学長のリーダーシップは、中期事業計画の実効性をさらに高めるための部門別アクションプランの完成および推進である。この活動によって入学定員の確保、教育力の向上、就職力の向上を図る。